

第7回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 平成24年12月18日(火) 14:00~17:00

場所 市役所駅南庁舎 地下1階第6会議室

— 次 第 —

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 協議事項

① 自治基本条例の見直しについての審議

・住民投票条例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

I 住民投票条例の基本的構成要素

II 条例の論点について【資料1】 Iで示された基本的構成要素についての比較表

III 他都市の住民投票条例及び住民投票条例施行規則

【資料2】 住民投票条例及び住民投票条例施行規則

IV 住民投票に至るまでの流れ【資料3】

V 常設型住民投票条例制定市町村における自治基本条例の住民投票規定について（前回調査33都市）【資料4】

VI 非常設型住民投票条例制定市町村における自治基本条例の住民投票規定について【資料5】

(2) その他

次回日程

平成25年1月 日()

時間 14:00~17:00

場所 鳥取市役所本庁舎 4階第 会議室

4 そ の 他

5 閉 会

第7回鳥取市市民自治推進委員会

配付資料一覧

【H24. 12. 18 (火)】

資料番号	資料のタイトル
	次第、平成24年度の活動計画について
資料1-1	Iで示された基本的構成要素についての比較表 I
資料1-2	Iで示された基本的構成要素についての比較表
資料2	住民投票条例及び住民投票条例施行規則
資料3	住民投票実施までの流れ
資料4	自治基本条例中の住民投票規定（常設型住民投票条例制定市町村）
資料5	自治基本条例中の住民投票規定（非常設型住民投票条例制定市町村）

平成24年度の活動計画について

年間のスケジュール

回数	時 期	主な審議事項等
年間を通じて協議が見込まれる事項 ○自治基本条例の見直しについての審議		
1回	4月27日	○平成23年度「鳥取市市民自治推進委員会活動報告書」提出 ○市長との懇談 ○今年度の活動計画について ○市民まちづくり提案事業（市民活動促進部門）審査会委員の選出について ○新・参画と協働のまちづくりフォーラム（仮称）の委員の選出について
2回	6月下旬	○市民まちづくり提案事業助成金協働事業部門（行政提案型事業）交付申請団体の審査 ○先進的活動団体との勉強会について
3回	7～8月	○先進的活動団体との勉強会について （○視察研修について）
4回	9～10月	○市民活動表彰被表彰者の審査
5回	1月	○委員会意見書の策定についての検討
6回	3月	○今年度の活動の総括 ○任期中の総括 ○委員会意見書の策定 ○来年度活動方針、計画等の検討

■住民投票条例について

(自治基本条例中の住民投票規定に基づき住民投票条例を制定した33市町村)

I 住民投票条例の基本的構成要素

常設型の住民投票条例を策定する場合、①投票の対象事項、②発案権者、③投票資格者の範囲、④投票の形式、⑤成立要件、⑥投票結果の取扱いなどが制度設計の基本要素になる。

1 投票の対象事項

常設型の住民投票条例を最初に制定した高浜市住民投票条例(2000年)では、住民投票の対象事項は、「市政運営上の重要事項」であり、この「市政運営上の重要事項」は、「市が行う事務のうち、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事案であって、市及び市民全体に直接の利害関係を有するものをいう」とされている。

ただし、①市の権限に属さない事項、②議会の解散その他法令の規定に基づき住民投票ができる事項、③もっぱら特定の市民又は地域にのみ関係する事項、④市の組織、人事及び財務に関する事項、⑤住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項については、住民投票の対象事項から、除外されるとされている。他の条例においても同じような定め方になっている。また同一テーマについては、2年間は住民投票を請求できないとする条例が多い。

2 発案権者

住民投票の発案権者については、①住民、議員、首長とするものと、②住民とするものに分かれる。②のタイプを最初に制定した広島市では、市長が提案した①のタイプの条例に対して、議会が修正を加えたものである。

前回資料にも記載しているが、岸和田市・豊中市が②のタイプ、輪島市が①のタイプに分類される。

※広島市は自治基本条例によらず常設型住民投票条例を制定

3 投票資格者の範囲

公選法上の有権者の他に住民投票条例の場合は、投票資格の範囲の拡大も可能であり、現在では、18歳以上の住民と永住外国人に対して資格を拡大する条例が多数を占めている。

4 投票の選択肢の形式

投票の選択肢の形式には、二者択一、三者択一、四者択一など様々な形式が考えられるが、現在の条例では、基本的には二者択一となっている。しかし、但し書きで、市長が必要と認めたときは、事案により、3以上の選択肢から一つを選択する形式によることができるとする事例もみられる。

5 投票の成立要件

住民投票の結果は、議会や市長が尊重すべきことになるため、投票の成立要件を定める条例が多くなっている。住民投票は、投票率が50%以上の場合に成立するというのが多数である。

6 投票結果の取扱い

投票結果の取り扱いについて、多くの市の条例は、市民、市議会及び市長は、「結果を尊重しなければならない」とし、他の条例も、市民を含むかどうかについて差異はあるものの、すべて同様の規定の仕方となっている。

II 条例の論点について

住民投票条例については、多くの議論が重ねられてきており、常設型条例の場合は、最初に制定された高浜市条例がひとつの模範となっているとすることができるということであり、条例の論点は、ある程度固まっているとすることができるようである。

それが、I-1～6までのポイントである。

そこで、以下に各市町村における住民投票条例のなかで、Iで掲げた点がどのように捉えられているのか比較してみた。結果は住民投票条例制定市町村の一部ではあるが『**Iで示された基本的構成要素についての比較表**』【資料1-1、1-2】のとおりである。

この比較表をもとに、各市町村での捉え方をあらためて構成要素別にみると、まず、①の投票の対象事項であるが、表現の違いこそあれ、どの市町村も「市政運営上の重要事項」を対象と考えている。ただし、住民投票できる事項の制限の方法としては、住民投票できない事項を列挙する方法（ネガティブリスト）をとる市町村が多い。そのなかで、我孫子市は、住民投票できる事項を列挙する方法（ポジティブリスト）をとる市町村として挙げさせていただいた。

次に、②発案権者であるが、比較表にあげている市町村がすべてを反映するものではないが、住民のみではなく、住民・議員・市長の三者に発案権を認める市町村が全体的には多い。

③の投票資格者の範囲だが、常設型の住民投票条例を制定する市町村においては、公選法上の有権者のほかに、年齢要件の緩和や永住外国人への資格の拡大を行う事例が多い。そのなかであって、輪島市や富士見市のように、公選法上の有権者と規定している事例もあることがわかる。

④の投票形式については、二者択一が基本的な形式となっている。⑤の成立

要件については、やはり投票率が50%以上の場合に成立すると考える市町村が多数ある。

また、⑥の投票結果の取り扱いであるが、結果を尊重しなければならないとする規定がされているのが通常である。ただ、我孫子市のように、条件を付してその条件がクリアされた場合にのみ尊重すると規定する事例もある。

比較表にはそのほかに、⑦として請求の制限期間等を規定する条例が多数であったことから、その内容を載せているが、同一事案については2年間は住民投票を請求することができないという規定を持たせることが多くみられる。

【資料作成にあたっての参考文献】 実践・条例法務④住民投票条例の考え方 札幌大学教授 福士明（フロンティア180・新春号・52号）より

Ⅲ 他都市の住民投票条例及び住民投票条例施行規則

第6回委員会で、自治基本条例に基づき住民投票条例を制定しているとして分類した市町村のなかから豊中市、輪島市等の条例を掲載。豊中市については、住民投票にあたっての請求代表者等の申請様式も添付している。【資料2】

IV 住民投票実施に至るまでの流れ

地方自治法に基づいた実施の流れ及び常設型住民投票条例に基づいた流れは別紙資料のとおりとなる。【資料3】

また、署名を集め請求に至るまでの流れを、豊中市を例として以下に記載している。

【豊中市の例】

- ①請求代表者証明書の交付申請 [請求代表者⇒市長]
↓ 交付申請書に市民投票実施請求書、条例案を添付
- ②請求資格者名簿登録の有無確認 [市長⇒選挙管理委員会]
↓ 請求代表者が請求権を有する者であるかの確認
- ③請求代表者証明書を交付[市長⇒請求代表者]
↓ 請求資格者の総数の6分の1の数を告示
- ④署名の収集[請求代表者]
↓
- ⑤署名簿の提出[請求代表者⇒市長（選挙管理委員会）]
↓
- ⑥署名簿の審査・証明[市長（選挙管理委員会）]
↓
- ⑦署名簿の縦覧・異議の申出
↓ 署名総数、有効署名の総数の告示
- ⑧署名簿の返付[市長⇒請求代表者]
↓ 有効署名の総数を告示、署名簿の末尾に、総数、有効署名数、無効署名数を記載
- ⑨住民投票の請求[請求代表者⇒市長]
↓ 返付された市民投票実施請求書に、市民投票実施請求署名証明書（6分の1以上有効署名数があることを証明するもの）、署名簿を添付
- ⑩市民投票実施

有効署名数が6分の1以上あることが証明されれば、それ以降は、議会の議決を経ることなく市民投票が実施可能

V 常設型住民投票条例制定市町村における自治基本条例の住民投票規定について（前回調査33都市）

前段で、実際常設型の住民投票条例を制定されている市町村の条文等を見てきたわけだが、では、それらの市町村の自治基本条例ではどのような項目が規定されているのかあらためて確認してみる。そのために、規定されている条項の見出し及び内容を一覧として示させていただく【資料4】。

この一覧をもとにあらためて規定されている項目を確認すると、①発議・請求権者、②投票結果の取り扱いについては、大半の市町村が自治基本条例に既に規定している。また、投票権者についても規定している事例が多くみられる。その他の規定例としては、富士見市や日吉津村のように、別に定めた住民投票条例に委ねており、自治基本条例では敢えて詳しく規定していない方法をとっているものもある。

I で出てきたような成立要件や形式等の住民投票の実施に関する詳細については、「別に条例で定める。」としている市町村が大多数を占めている。

VI 非常設型住民投票条例制定市町村における自治基本条例の住民投票規定について

V で常設型の状況は把握していただいたので、ここでは、非常設型の住民投票条例をとる市町村において、本市の規定と比較して、どのような項目が追加されているのかを確認していただく【資料5】

投票対象事項、投票手続き、投票資格者等について規定する市町村は見られないが、この一覧に記載した市町村においては、発議・請求権者をあらかじめ自治基本条例の中で規定している。本市との違いはこの点であるが、年齢要件の緩和等を行っている市町村もあれば、地方自治法の規定をあらためて条文化することにより、非常設型であったとしてもその導入部分の簡素化を図っている市町村も存在する。

市町村名	高浜市	豊中市	輪島市
基本要素			
①投票の対象事項	住民投票条例第2条 「 市政運営上の重要事項 」とは、市が行う事務のうち、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事案であって、市及び市民全体に直接の利害関係を有するものをいう。 ただし、次に掲げる事項を除く。 (1) 市の権限に属さない事項 (2) 議会の解散その他法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 (3) もっぱら特定の市民又は地域にのみ関係する事項 (4) 市の組織、人事及び財務に関する事項 (5) 前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項	第2条 自治基本条例第30条第1項の将来にわたって市に 重大な影響を及ぼすと考えられる事項 は、市及び市民全体に利害関係を有する事案であって、市民に直接その賛否を問う必要があると認められるものをいう。 ただし、次に掲げる事項を除く。 (1) 市の権限に属しない事項。ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。 (2) 議会の解散その他法令の規定に基づき市民が投票を行うことができる事項 (3) 市の組織、人事又は財務に関する事項 (4) 前3号に掲げるもののほか、市民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項	第2条 自治基本条例第25条第1項に規定する 市政に関する重要事項 とは、同条例第2条第2項に規定する市(以下「市」という。)及び同条第3項に規定する市民(以下この条において「市民」という。)全体の利害関係を有すると認められる事案をいう。 ただし、次に掲げる事項を除く。 (1) 市の権限に属さない事項(市の意思として明確に表示する必要があると認められる事項を除く。) (2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 (3) 専ら特定の市民又は地域のみに関係する事項 (4) 市の組織、人事又は財務に関する事項 (5) 前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと認められる事項
②発案権者	第12条 住民、議員、市長	第3条 住民	第25条(自治基本条例) 住民、議員、市長
③投票資格者の範囲	第8条 (1) 年齢満18年以上の日本国籍を有する者 で、引き続き3年以上高浜市に住所を有するもの (2) 年齢満18年以上の永住外国人 で、引き続き3年以上高浜市に住所を有するもの	第3条 自治基本条例第30条第1項の規定により市民投票の実施を請求することができる者(以下「請求権を有する者」という。)及び同条第3項の市民投票の投票権を有する者(以下「投票権を有する者」という。)は、 市内に住所を有する満18歳以上の者であって、引き続き3年以上住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記録されているものとする。ただし、成年被後見人は、この限りでない。	項目として規定されていないが、(投票資格者名簿の調製等)第7条第2項において、「選挙管理委員会は、前項の投票資格者名簿の調製について、公職選挙法第19条から第30条までに規定する選挙人名簿の調製をもってこれに代えることができる。」とあることから、第3条に規定する住民投票の実施の請求資格者である「 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第19条に規定する選挙人名簿に登録が行われた日において当該選挙人名簿に登録されている者 」である。
④投票の形式	第5条 二者択一	第4条 二者択一。 市長が必要と認めるときは、事案により、 3以上の選択肢から一つ を選択する形式によることができる。	第5条 二者択一。 市長が必要と認めるときは、事案により、 3以上の選択肢から一つ を選択する形式によることができる。
⑤成立要件	第23条 投票総数が、投票資格者数の 2分の1以上	規定なし	第18条 投票総数が、投票資格者数の 2分の1以上
⑥投票結果の取扱い	第25条 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を 尊重しなければならない	第30条第4項 市長及び市議会は、市民投票の結果を 尊重しなければならない 。 ※自治基本条例に規定してあり住民投票条例には規定なし	第25条第2項 市長並びに議会及び市長等は、前項の規定により住民投票を実施したときは、その結果を 最大限尊重しなければならない 。 ※自治基本条例に規定してあり住民投票条例には規定なし
⑦請求の制限期間等	第26条 2年を経過 するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について市民請求等を行うことができない	規定なし	第20条 2年を経過 するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について住民等請求又は市長発議を行うことはできない

※⑦については、その他の特徴的な事項としてあげたもの

市町村名	広島市	我孫子市
基本要素		
①投票の対象事項	<p>第2条 住民投票に付することができる市政運営上の重要事項(以下「重要事項」という。)は、現在又は将来の市民の福祉に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるもの(次に掲げるものを除く。)とする。</p> <p>(1) 市の機関の権限に属しない事項 (2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 (3) 専ら特定の市民又は地域に関係する事項 (4) 市の組織、人事又は財務の事務に関する事項 (5) 前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないとは明らかに認められる事項</p>	<p>第2条 市民投票は、法令に基づき投票に付することができる事項を除き、次の各号のいずれかに該当する事項であつて、かつ、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事項について行うことができる。</p> <p>(1) 市の存立の基礎的条件に関する事項 (2) 市の実施する特定の重要施策に関する事項 (3) 前各号に定めるもののほか、現在又は将来の市及び市民全体に重大な影響を与える政策上の具体的事項</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市民投票は、もっぱら特定の市民又は地域のみを対象とする事項については行うことができない。</p>
②発案権者	第5条 住民	第4条 住民、議員、市長
③投票資格者の範囲	<p>第4条 (1) 年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、その者に係る広島市の住民票が作成された日(他の市町村から広島市に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日。次号において同じ。)から引き続き3か月以上広島市の住民基本台帳に記録されているもの (2) 年齢満18年以上の永住外国人で、その者に係る広島市の住民票が作成された日から引き続き3か月以上広島市の住民基本台帳に記録されているもの</p>	<p>第3条 市民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、年齢満18年以上の日本国籍を有する者又は永住外国人で、その者に係る本市の住民票が作成された日(他の市町村(特別区を含む。)から本市に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に記録されているものであつて、規則で定めるところにより調製する投票資格者名簿に登録されているものとする。</p>
④投票の形式	第6条 二者択一	第5条 二者択一
⑤成立要件	第12条 投票総数が投票資格者数の 2分の1以上	規定なし
⑥投票結果の取扱い	第15条 市民、市議会及び市長は、住民投票の 投票結果を尊重しなければならない。	第14条 市民投票において、一の事案について 投票した者の賛否いずれか過半数の結果が投票資格者総数の3分の1以上に達したときは、市長、市議会及び市民は、市民投票の投票結果を尊重しなければならない。
⑦請求の制限期間等	第14条 2年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、第5条第1項の規定による請求を行うことができない。	第16条 この条例による市民投票が実施された場合(賛否いずれか過半数の結果が投票資格者総数の3分の1に達しなかった場合を除く。)には、その投票結果の告示の日から2年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、第4条に規定する請求及び発議をすることはできない。

※⑦については、その他の特徴的な事項としてあげたもの
※広島市、我孫子市は自治基本条例に基づいた住民投票制度ではない。

基本的構成要素の比較表

資料1-2

大項目	投票結果の取扱い		成立要件			投票の形式		投票資格者			発案権者													投票の対象										
	す場一 る合定 に条 尊件 重の	尊重 する	投票 総数			択合市 肢3長 つが 以認 上の 選場	二 者 択 一	永 住 外 国 人	住 十 民 八 歳 以 上 の	有 法 権 律 上 の	首 長	議 員						住 民							な 対 い 象 と 項 なら		事 対 項 と な る							
小項目	合分資賛 の格否 一者の 以総過 上数半 のの数 場三が	-	規定 なし	三同 分右 の一 以上	二投 分票 の資 格一 者上 の	-	-	-	-	自 ら	分議 の員 一定 以上 の十 議員 の過 半数	ての一 議員 以上 の十 議員 の過 半数	以上 の議 員一 以上 の十 議員 の過 半数	以上 の議 員一 以上 の十 議員 の過 半数	以上 の議 員一 以上 の十 議員 の過 半数	以上 の議 員一 以上 の十 議員 の過 半数	同 右 分 の 一	同 右 分 の 一	三有 法 分権 者上 の	同 右 十 分 の 一	同 右 八 分 の 一	同 右 分 の 一	同 右 分 の 一	同 右 分 の 一	同 右 分 の 一	三投 分票 の資 格者 の	事 項 な	そ の 他 関 事 項	関 定 事 項 市 民	投 票 事 項 に 関 する 住 民	権 限 外 事 項	条 例 の 制 定	重 大 な 事 案 影 響 を 与 え る 運 営 に 関 する 事 案	重 要 事 項 運 営 上 の
高 浜 市		○	×	×	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○		
市		○	×	○	×	×	○	×	×	○	○	×	×	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○		
町		○	×	×	○	×	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○			
豊 中 市		○	○	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	○	×	○	○	×	○	×		
和 市		○	○	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	×	○	○	×	○	○		
輪 島 市		○	×	×	○	○	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	×	○		
我 孫 子 市		×	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	○	○	○	○	×	○	○		
広 島 市		○	×	×	○	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○		×	×	×	○	○	○	○	○	×	×	○		

※第 員 資料のなかで、自治基本条例中の住民投票規定に基づき住民投票条例を制定した市町村のなかで比較表を 成 ※我孫子市の市長の発議は議 の同 が必要

資料 2

○豊中市市民投票条例

(目的)

第 1 条 この条例は、豊中市自治基本条例（平成 19 年豊中市条例第 4 号。以下「自治基本条例」という。）第 30 条第 5 項の規定に基づき、市民投票の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(市民投票に付することができる事項)

第 2 条 自治基本条例第 30 条第 1 項の将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項は、市及び市民全体に利害関係を有する事案であって、市民に直接その賛否を問う必要があると認められるものをいう。ただし、次に掲げる事項を除く。

- (1) 市の権限に属しない事項。ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。
- (2) 議会の解散その他法令の規定に基づき市民が投票を行うことができる事項
- (3) 市の組織、人事又は財務に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

(市民投票の請求権及び投票権)

第 3 条 自治基本条例第 30 条第 1 項の規定により市民投票の実施を請求することができる者（以下「請求権を有する者」という。）及び同条第 3 項の市民投票の投票権を有する者（以下「投票権を有する者」という。）は、市内に住所を有する満 18 歳以上の者であって、引き続き 3 月以上住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づく住民基本台帳に記録されているものとする。ただし、成年被後見人は、この限りでない。

(市民投票の形式)

第 4 条 市民投票に付する事案は、二者択一で賛否を問う形式のものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、事案により、3 以上の選択肢から一つを選択する形式によることができる。

(請求代表者証明書の交付及び請求資格者名簿の調製等)

第 5 条 自治基本条例第 30 条第 1 項の規定により市民投票の実施を請求しようとする者の代表者（以下「請求代表者」という。）は、その請求の内容その他必要な事項を記載した書面（以下「市民投票実施請求書」という。）を添えて、市長に対し、請求代表者であることを証明する書面（以下「請求代表者証明書」という。）の交付を文書で申し出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申出があったときは、直ちに、請求代表者が当該申出の日現在において請求権を有する者であることの確認を行い、その者に請求代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。
- 3 市長は、前項の確認を行ったときは、直ちに、請求権を有する者の名簿（以下「請求資格者名簿」という。）を調製し、当該申出の日現在において請求権を有する者を当該請求資格者名簿に登録するとともに、その総数の 6 分の 1 の数を告示し、かつ、請求代表者に通知しなければならない。

(署名の収集の方法等)

第6条 請求代表者は、署名簿に市民投票実施請求書又はその写し及び請求代表者証明書又はその写しを付して、請求権を有する者に対し、署名及び押印を求めなければならない。

- 2 請求代表者は、請求権を有する者に委任して、前項の署名簿に署名及び押印を求めることができる。この場合においては、委任を受けた者は、市民投票実施請求書又はその写し及び請求代表者証明書又はその写し並びに署名及び押印を求めるための請求代表者の委任状を付した署名簿を用いなければならない。
- 3 請求代表者は、前項の規定により署名及び押印を求めるための委任をしたときは、直ちに、委任を受けた者の氏名及び委任の年月日を記載した書面をもって、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による署名及び押印は、前条第2項の規定による告示があった日から31日以内でなければ、これを求めることができない。
- 5 前各項に定めるもののほか、署名の収集については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第6項から第8項までの規定の例による。

（署名の証明、署名簿の縦覧及び異議の申出）

第7条 請求代表者は、署名簿に署名及び押印をした者の数が第5条第3項の規定により告示された請求権を有する者の総数の6分の1以上の数になったときは、前条第4項に規定する期間が満了する日の翌日から5日を経過する日までに、署名簿（署名簿が2冊以上に分かれているときは、これを一括したもの）を市長に提出し、これに署名及び押印をした者が第5条第3項の規定により請求資格者名簿に登録された者であることの証明を求めなければならない。この場合においては、市長は、その日から30日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による提出が同項前段に規定する期間の経過後にされたものであるときは、当該提出を却下しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による署名簿の署名の証明が終了したときは、直ちに、署名簿に署名及び押印をした者の総数及び有効と決定した署名（以下「有効署名」という。）の総数を告示するとともに、その日から7日間、その指定した場所において署名簿を関係人の縦覧に供しなければならない。
- 4 市長は、あらかじめ前項の署名簿の縦覧の期間及び場所を告示しなければならない。
- 5 関係人は、署名簿の署名に関し異議があるときは、第3項の規定による縦覧期間内に市長にその旨を申し出ることができる。
- 6 市長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から14日以内にその申出が正当であるか否かを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、直ちに第1項の規定による証明を修正し、その旨を当該申出人及び関係人に通知し、併せてこれを告示し、その申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を当該申出人に通知しなければならない。
- 7 市長は、第3項の規定による縦覧期間内に関係人の異議の申出がないとき、又は前項の規定によるすべての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効署名の総数を告示するとともに、署名簿を請求代表者に返付しなければならない。

（署名及び押印の取消し）

第 8 条 署名簿に署名及び押印をした者は、請求代表者が前条第 1 項の規定により署名簿を市長に提出するまでの間は、請求代表者を通じて、署名簿の署名及び押印を取り消すことができる。

(署名の効力等)

第 9 条 市民投票の実施の請求者の署名で次に掲げるものは、無効とする。

- (1) この条例又はこの条例に基づく市規則に定める手続によらない署名
- (2) 何人であるかを確認し難い署名
- 2 前項に定めるもののほか、第 7 条第 5 項の規定により偽り又は強迫に基づく旨の異議の申出があった署名で市長がその申出を正当であると決定したものは、無効とする。
- 3 市長は、署名の効力を決定する場合において必要があると認めるときは、関係人の出頭及び証言を求めることができる。

(市民投票の実施の請求)

第 10 条 請求代表者は、第 7 条第 7 項の規定により返付を受けた署名簿の有効署名の総数が第 5 条第 3 項の規定により告示された請求権を有する者の総数の 6 分の 1 以上の数に達しているときは、その返付を受けた日から 5 日以内に限り、市長に対し、自治基本条例第 30 条第 1 項の規定による市民投票の実施を請求することができる。

(市民投票の実施の請求があった旨の告示)

第 11 条 市長は、前条の規定により自治基本条例第 30 条第 1 項の規定による市民投票の実施の請求があったときは、直ちにその者の住所及び氏名、請求の要旨並びに市民投票に付そうとする事項に係る設問及び選択肢を告示しなければならない。

(市民投票の期日)

第 12 条 市民投票は、前条の規定による告示の日から起算して 90 日以内において、市長が定める期日に行う。ただし、当該期日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、大阪府の議会の議員若しくは長の選挙又は市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときその他市長が特に必要があると認めるときは、市民投票の期日を変更することができる。

- 2 市長は、前項の規定により市民投票の期日を定めたときは、当該市民投票の期日の 7 日前までに当該市民投票の期日を告示しなければならない。

(投票資格者名簿の調製、閲覧及び異議の申出)

第 13 条 市長は、市民投票を実施する場合においては、投票権を有する者の名簿（以下「投票資格者名簿」という。）を調製し、市民投票の期日の前日現在（年齢については、市民投票の期日現在）において投票権を有する者を投票資格者名簿に登録するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により投票資格者名簿を調製したときは、その日から 5 日間、その指定した場所において、当該投票資格者名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面（当該登録した者に係る情報を記載した部分に限る。）を当該登録した者の閲覧に供しなければならない。
- 3 市長は、閲覧開始の日の 3 日前までに投票資格者名簿の閲覧の期間及び場所を告示しなければならない。
- 4 投票権を有する者は、投票資格者名簿の登録に関し異議があるときは、第 2 項の規定による閲覧期間内に市長にその旨を申し出ることができる。

- 5 市長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から3日以内にその申出が正当であるか否かを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、直ちに当該申出人を投票資格者名簿に登録し、又は投票資格者名簿から抹〔まっ〕消し、その旨を当該申出人に通知し、その申出を正当でないとして決定したときは、直ちにその旨を当該申出人に通知しなければならない。

(投票所)

第14条 投票所は、市長の指定した場所に設ける。

- 2 市長は、市民投票の期日から少なくとも5日前に、投票所を告示しなければならない。

(投票をすることができない者)

第15条 次に掲げる者は、投票をすることができない。

- (1) 投票資格者名簿に登録されていない者
(2) 市民投票の当日(第18条の規定による期日前投票にあっては、当該期日前投票の当日)、市民投票の投票権を有しない者

(投票所における投票)

第16条 市民投票の投票を行う者(以下「投票人」という。)は、市民投票の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。

- 2 投票人は、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票をすることができない。

(投票の方法)

第17条 市民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

- 2 投票人は、投票所において、市民投票に付された事案に対し、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に○の記号を自書し、これを投票箱に入れなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙の所定の欄に○の記号を記載することができない投票人は、代理投票をすることができる。

(期日前投票等)

第18条 投票人は、第16条第1項の規定にかかわらず、市規則で定めるところにより、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

(開票所の設置及び開票日)

第19条 開票所は、市長の指定した場所に設ける。

- 2 市長は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

- 3 開票は、すべての投票箱の送致を受けた日又はその翌日に行う。

(無効投票)

第20条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
(2) ○の記号以外の事項を記載したもの
(3) ○の記号を自書しないもの
(4) ○の記号のほか、他事を記載したもの
(5) ○の記号を投票用紙の複数の欄に記載したもの
(6) ○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したかを確認し難いもの

(投票結果の告示等)

第 21 条 市長は、市民投票の結果が判明したときは、直ちにこれを告示し、かつ、当該市民投票の請求代表者及び市議会の議長に通知しなければならない。
(情報の提供)

第 22 条 市長は、市民投票を実施する際には、第 11 条の規定による告示の日から当該市民投票の期日の 2 日前までに、当該市民投票に関し必要な情報を広報誌その他の適当な方法により提供するものとする。

2 市長は、前項の規定による情報の提供に当たっては、中立性の保持に留意し、事案についての選択肢を公平に扱うものとする。
(投票運動)

第 23 条 市民投票に関する投票運動は、買収、脅迫等市民の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。
(その他)

第 24 条 第 2 条から前条までに定めるもののほか、市民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、市規則で定めるところによるもののほか、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）及び公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）並びに豊中市選挙関係事務執行規程（平成 13 年豊中市選挙管理委員会規程第 3 号）の規定の例による。
(委任)

第 25 条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

○豊中市市民投票条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、豊中市市民投票条例（平成20年豊中市条例第21号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。
(請求代表者証明書の交付の申出等)

第2条 条例第5条第1項の規定による申出は、請求代表者証明書交付申出書により行わなければならない。

2 条例第5条第1項に規定する市民投票実施請求書は様式第1号と、同項に規定する請求代表者証明書は様式第2号とする。

3 市長は、条例第5条第2項の規定により、請求代表者（同条第1項に規定する請求代表者をいう。以下同じ。）に請求代表者証明書を交付するときは、条例第5条第1項の規定により提出された市民投票実施請求書を当該請求代表者に返付するものとする。

(請求資格者名簿の調製)

第3条 請求資格者名簿(条例第5条第3項に規定する請求資格者名簿をいう。以下同じ。)は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製することができる。

2 前項の規定により請求資格者名簿を磁気ディスクをもって調製する場合の方法及び基準については、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第10条の規定の例による。

(請求資格者名簿の記載事項)

第4条 請求資格者名簿には、請求権を有する者（条例第3条に規定する請求権を有する者をいう。）の氏名、住所、性別及び生年月日等の記載（前条の規定により磁気ディスクをもって調製する請求資格者名簿にあっては、記録）をしなければならない。

(請求資格者総数の6分の1の数の通知)

第5条 条例第5条第3項の規定による通知は、請求資格者総数の6分の1の数の通知書により行うものとする。

(点字による署名)

第6条 条例第6条から第10条までの署名には、目が見えない者が点字（公職選挙法施行令別表第1に定める点字をいう。以下同じ。）で自己の氏名を記載することを含むものとする。

(署名簿の審査、署名審査録の作成等)

第7条 市長は、条例第7条第1項の規定による署名簿の提出を受けた場合において、審査により当該署名簿の署名の有効無効を決定するときは、印をもってその旨を証明しなければならない。この場合において、同一人に係る2以上の有効であると認められる署名及び押印があるときは、その1を有効と決定しなければならない。

2 市長は、署名審査録（署名の効力の決定に関し、関係人の出頭及び証言を求めた次第並びに無効と決定した署名（以下「無効署名」という。）についての決定の次第その他必要な事項を記載したものをいう。以下同じ。）を作成し、署名簿の署名の効力が確定するまでの間、これを保存しなければならない。

3 市長は、条例第7条第6項の規定による証明の修正をする場合においては、その修正が異議の決定に基づく旨並びに異議の申出人の氏名及び異議の決定の年月日を署名簿に付記するとともに、署名審査録にその修正の次第を記載しなければならない。

4 市長は、条例第7条第7項の規定により署名簿を請求代表者に返付する場合においては、当該署名簿の末尾に、署名及び押印をした者の総数並びに有効署名（同条第3項に規定する有効署名をいう。以下同じ。）及び無効署名の総数を記載しなければならない。

（市民投票の実施の請求等）

第8条 条例第10条の規定による請求は、市民投票実施請求署名収集証明書（同条の6分の1以上の数の有効署名があることを証明する書面をいう。）及び署名簿を添えて、第2条第3項の規定により返付された市民投票実施請求書により行わなければならない。

2 市長は、条例第10条の規定による請求があった場合において、その請求が適法な方式を欠いているときは、3日以内の期限を付して当該請求を補正させなければならない。

（投票資格者名簿の調製及び記載事項）

第9条 投票資格者名簿（条例第13条第1項に規定する投票資格者名簿をいう。以下同じ。）は、同条第3項の規定による告示の日現在の住所により調製し、市民投票の投票区ごとに編製するものとする。

2 第3条及び第4条の規定は、投票資格者名簿の調製及び記載事項について準用する。

（補正登録）

第10条 市長は、条例第13条第1項の規定により投票資格者名簿の登録をした日後、当該登録の際に投票資格者名簿に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が投票資格者名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を直ちに投票資格者名簿に登録し、その旨を告示しなければならない。

（表示及び訂正等）

第11条 市長は、投票資格者名簿に登録されている者が条例第3条ただし書の規定により投票権を有しなくなったことを知った場合には、直ちに投票資格者名簿にその旨の表示をしなければならない。

2 市長は、投票資格者名簿に登録されている者の記載内容（第9条第2項において準用する第3条の規定により磁気ディスクをもって調製する投票資格者名簿にあつては、記録内容）に変更があったこと又は誤りがあることを知った場合には、直ちにその記載（第9条第2項において準用する第3条の規定により磁気ディスクをもって調製する投票資格者名簿にあつては、記録）の修正又は訂正をしなければならない。

（登録の抹〔まっ〕消）

第12条 市長は、投票資格者名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに投票資格者名簿から抹〔まっ〕消しなければならない。この場合において、第3号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

(1) 死亡したことを知ったとき。

(2) 市内に住所を有しなくなったことを知ったとき。

(3) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

(点字投票)

第13条 投票人は、点字による投票を行う場合においては、条例第17条第2項の規定にかかわらず、投票用紙に、当該市民投票に付された事案が、二者択一で賛否を問う形式のものであるときはその賛否のいずれかを、3以上の選択肢から一つを選択する形式のものであるときはその選択した選択肢を自書するものとする。

(期日前投票及び不在者投票)

第14条 市民投票の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人(条例第16条第1項に規定する投票人をいう。以下同じ。)は、条例第12条第2項の規定による告示があった日の翌日から市民投票の期日の前日までの間、条例第18条の規定による期日前投票を行うことができる。

- (1) 職務若しくは業務又は公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第1項第1号の総務省令で定める用務に従事すること。
 - (2) 用務(前号の総務省令で定めるものを除く。)又は事故のため市の区域外に旅行又は滞在をすること。
 - (3) 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥〔じょく〕にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院、婦人補導院若しくは少年鑑別所に収容されていること。
- 2 前項に定めるもののほか、期日前投票に関し必要な事項は、公職選挙法第48条の2の規定による期日前投票の例による。
- 3 市民投票の当日に市長が指定する病院、老人ホーム(公職選挙法施行令第50条第1項に規定する老人ホームをいう。以下同じ。)、身体障害者支援施設(同項に規定する身体障害者支援施設をいう。以下同じ。)その他の施設に入院し、又は入所していると見込まれる投票人は、第1項の規定によるほか、条例第12条第2項の規定による告示があった日の翌日から市民投票の期日の前日までの間、公職選挙法第49条第1項の規定の例により、条例第18条の規定による不在者投票を行うことができる。
- 4 市民投票の当日に第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人で現に当該市民投票の投票権を有しないものは、条例第12条第2項の規定による告示があった日の翌日から市民投票の期日の前日までの間、公職選挙法第49条第1項の規定の例により、条例第18条の規定による不在者投票を行うことができる。
- 5 投票人で次に掲げるものは、第1項の規定によるほか、条例第12条第2項の規定による告示があった日の翌日以後、公職選挙法第49条第2項の規定の例により、条例第18条の規定による不在者投票を行うことができる。
- (1) 公職選挙法施行令第59条の2各号に掲げる者
 - (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項に規定する要介護者であって、同法第12条第3項の被保険者証に要介護状態区分が要介護4である者として記載されている者
 - (3) 市民投票の当日に市の区域外に旅行又は滞在をしていると見込まれる者
 - (4) 市民投票の当日に刑事施設、労役場、監置場、少年院、婦人補導院又は少年鑑別所に収容されていると見込まれる者
 - (5) 市民投票の当日に病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム(公職選挙法施行令第50条第1項に規定する原子爆弾被爆者養護ホームをいう。)、

国立保養所（同項に規定する国立保養所をいう。）、身体障害者支援施設、保護施設（同項に規定する保護施設をいう。）又は労災リハビリテーション作業所（同項に規定する労災リハビリテーション作業所をいう。）（第3項に規定する施設を除く。）に入院し、又は入所していると思込まれる者
（事務委任）

第15条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、次に掲げる事務を除き、市民投票の実施に関する事務は、選挙管理委員会に委任する。

- (1) 条例第5条第1項及び第2項の規定による請求代表者証明書の交付の申出及び交付に関する事務
- (2) 条例第5条第3項の規定による告示及び通知に関する事務
- (3) 条例第10条の規定による請求の受理に関する事務
- (4) 条例第11条の規定による告示に関する事務
- (5) 条例第21条の規定による告示及び通知に関する事務
- (6) 条例第22条の規定による情報の提供に関する事務
（申出書等の様式）

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則による申出書、通知書その他の書類の様式については、市長が別に定める。
（施行細目）

第17条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号

市民投票実施請求書

年 月 日

豊中市長 へ

請求代表者

住所

氏名

印

下記のとおり、豊中市市民投票条例第10条の規定により、豊中市自治基本条例第30条第1項の規定による市民投票の実施を請求します。

記

1 市民投票に付する事案

2 設問と選択肢

設問

選択肢（3以上の選択肢がある場合のみ）

3 請求の要旨（1,000字以内）

備考

- 1 本請求書又はその写しは、署名簿ごとに綴り込むものとする。
- 2 氏名は、自署（目が見えない者が公職選挙法施行令別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）すること。

様式第2号

市民投票実施請求代表者証明書

1 市民投票に付する事案

2 請求代表者

住所

氏名

上記の者は、市民投票実施請求代表者であることを証明する。

年 月 日

豊中市長 氏 名



備考

本証明書又はその写しは、署名簿ごとに綴り込むものとする。

○輪島市住民投票条例

(趣旨)

第1条 この条例は、輪島市自治基本条例(平成19年輪島市条例第56号。以下「自治基本条例」という。)第26条第5項の規定に基づき、住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(市政に関する重要事項)

第2条 自治基本条例第25条第1項に規定する市政に関する重要事項とは、同条例第2条第2項に規定する市(以下「市」という。)及び同条第3項に規定する市民(以下この条において「市民」という。)全体の利害関係を有すると認められる事案をいう。ただし、次に掲げる事項を除く。

- (1) 市の権限に属さない事項(市の意思として明確に表示する必要があると認められる事項を除く。)
- (2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (3) 専ら特定の市民又は地域のみに関係する事項
- (4) 市の組織、人事又は財務に関する事項
- (5) 前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと認められる事項

(住民投票の実施の請求資格)

第3条 自治基本条例第26条第1項に規定する住民投票の実施を請求することができる者は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第19条に規定する選挙人名簿に登録が行われた日において当該選挙人名簿に登録されている者とする。

(住民投票の実施の請求手続等)

第4条 自治基本条例第26条第1項若しくは第2項の規定による請求(以下「住民等請求」という。)又は同条第3項の規定による発議(以下「住民等請求又は市長発議」という。)に係る事案は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求し、又は発議しなければならない。

2 自治基本条例第26条第1項に規定する署名に関する手続等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第7項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。

3 市長は、住民等請求又は市長発議があったときは、直ちにその要旨を公表するとともに、輪島市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)にその旨の通知をしなければならない。

(住民投票の形式)

第5条 住民投票に付する事案は、二者択一で賛否を問う形式とする。ただし、市長が必要と認めるときは、事案により、3以上の選択肢から一つを選択する形式によることができる。

(住民投票の執行)

第6条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

(投票資格者名簿の調製等)

第7条 選挙管理委員会は、住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)について、投票資格者名簿を調製するものとする。

2 選挙管理委員会は、前項の投票資格者名簿の調製について、公職選挙法第19条から第30条までに規定する選挙人名簿の調製をもってこれに代えることができる。この場

合において、同法第 27 条第 1 項に規定する表示をなされた者は、投票資格者名簿に登録されていないものとみなす。

(住民投票の期日)

第 8 条 住民投票の期日(以下「投票日」という。)は、第 4 条第 3 項の規定による通知のあった日から起算して 30 日を経過した日から 90 日を超えない範囲内で、選挙管理委員会が定めるものとする。当該投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、石川県の議会の議員若しくは長の選挙又は市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときその他選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、当該投票日を変更することができる。

2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を定めたとき又は変更したときは、当該投票日その他規則で定める事項を当該投票日の 7 日前までに告示しなければならない。(投票所等)

第 9 条 投票所及び第 14 条に規定する期日前投票の投票所(次項において「期日前投票所」という。)は、選挙管理委員会が指定した場所に設ける。

2 選挙管理委員会は、投票所にあつては投票日の 5 日前までに、期日前投票所にあつては前条第 2 項の規定による告示の日(以下「告示日」という。)にその場所を告示しなければならない。

(投票資格者名簿の登録及び投票)

第 10 条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。ただし、住民投票と同時に公職選挙法の規定に基づく選挙が行われた場合において、同法第 42 条第 1 項ただし書の規定により投票した者(その投票した日において市の区域内に住所を有している者に限る。)については、当該住民投票の投票をすることができる。

2 投票資格者名簿に登録された者であっても投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

(投票資格者でない者の投票)

第 11 条 投票日の当日又は期日前投票の日において投票資格者でない者は、投票をすることができない。

(投票の方法)

第 12 条 住民投票は、1 人 1 票の投票とし、秘密投票とする。

2 住民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、投票用紙の複数の選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙の所定の欄に○の記号を記載することができない投票人は、代理投票をすることができる。

(投票所における投票)

第 13 条 投票人は、投票の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

(期日前投票等)

第 14 条 投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

(無効投票)

第 15 条 次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の複数の選択肢の欄に記載したもの

(5) ○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの

(6) 白紙投票

(情報の提供)

第 16 条 市長は、告示日から投票日の 2 日前までに、住民等請求又は市長発議の内容の趣旨及び第 8 条第 2 項に規定する告示の内容その他住民投票の実施に関し必要な情報を広報その他適当な方法により、投票資格者に対して提供しなければならない。

2 市長は、告示日から投票日の前日までの間、住民等請求又は市長発議の内容を記載した文書の写し及び住民等請求又は市長発議の事案に係る計画案その他行政上の資料で公開することができるものについて、一般の縦覧に供しなければならない。

(投票運動)

第 17 条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、強迫等投票資格者の意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

(住民投票の成立要件等)

第 18 条 住民投票は、一の事案について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の過半数に達しないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は、行わない。

(投票結果の告示等)

第 19 条 選挙管理委員会は、前条の規定により住民投票が成立しなかったとき又は住民投票が成立し、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長に報告しなければならない。

2 市長は、住民等請求に係る住民投票について、前項の規定による報告があったときは、その内容を直ちに当該住民等請求に係る代表者又は市の議会議長に通知しなければならない。

(住民等請求及び市長発議の制限期間)

第 20 条 この条例による住民投票が実施された場合(第 18 条の規定により住民投票が成立しなかった場合を除く。)には、その結果が告示された日から 2 年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について住民等請求又は市長発議を行うことはできないものとする。

(投票及び開票)

第 21 条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人、期日前投票、不在者投票その他住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)及び公職選挙法施行規則(昭和 25 年総理府令第 13 号)の規定に基づき行われる市の議会の議員及び長の選挙の例による。

(規則への委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

○輪島市住民投票条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、輪島市住民投票条例(平成19年輪島市条例第57号。以下「条例」という。)第22条の規定に基づき、住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(住民投票実施請求代表者証明書の申請、交付等)

第2条 輪島市自治基本条例(平成19年輪島市条例第56号)第26条第1項の規定により住民投票の実施を請求しようとする者の代表者(以下「請求代表者」という。)は、住民投票実施請求書(様式第1号。以下「住民投票実施請求書」という。)を添え、市長に対し、住民投票実施請求代表者証明書交付申請書(様式第2号)をもって住民投票実施請求代表者証明書(様式第3号。以下「代表者証明書」という。)の交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請があった場合において、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、請求代表者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。

- (1) 住民投票実施請求書に記載された住民投票に付そうとする市政に関する重要事項が条例第2条に規定する市政に関する重要事項に該当しないとき。
- (2) 条例第4条第1項に規定する二者択一で賛否を問う形式に該当しないとき。
- (3) 住民投票実施請求書に形式上の不備があるとき。

3 請求代表者が前項の規定により補正を求められたにもかかわらず、その定められた期間内に補正をしないときは、市長は、第1項の規定による申請を却下するものとする。

4 第1項の規定による申請(第2項の規定による補正後の申請を含む。)があったときは、市長は、直ちに輪島市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)に対し、請求代表者が申請の日現在において条例第7条第1項に規定する投票資格者名簿(以下「投票資格者名簿」という。)に登録されている者であるかどうかの確認を求め、その確認があるときは、速やかに請求代表者に代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

5 市長は、前項の規定により代表者証明書を交付するときは、第1項の規定による申請の日現在において投票資格者名簿に登録されている者の数を選挙管理委員会に確認した上で、その総数の6分の1の数を代表者証明書に付記するものとし、かつ、その数を告示しなければならない。

6 市長は、前2項の規定による告示をしたときは、直ちに選挙管理委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

(署名の収集の方法等)

第3条 請求代表者は、住民投票実施請求者署名簿(様式第4号。以下「署名簿」という。)に住民投票実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを添付して、前条第5項の規定による告示の日現在において輪島市自治基本条例第26条第1項の規定により住民投票の実施を請求することができる者(次項において「請求権を有する者」という。)に対し、署名(視覚障害者が公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号。以下「令」という。)別表第1に定める点字(以下「点字」という。)で自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。)及び押印を求めなければならない。

2 請求代表者は、請求権を有する者に委任して、請求権を有する者について前項の規定により署名簿に署名及び押印を求めることができる。この場合においては、委任を受けた者は、住民投票実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写し並びに署

名及び押印を求めるための住民投票実施請求署名収集委任状(様式第5号)を添付した署名簿を用いなければならない。

- 3 請求代表者は、前項前段の規定により署名簿に署名及び押印を求めるための委任をしたときは、速やかに住民投票実施請求のための署名収集委任届出書(様式第6号)を市長及び選挙管理委員会に届け出なければならない。
- 4 第1項及び第2項の署名及び押印は、前条第4項の規定による告示があった日の翌日から起算して1箇月以内でなければこれを求めることができない。ただし、条例第4条第2項の規定により例によるものとされる地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第7項の規定により署名を求めることができないこととなった場合においては、その期間は、同項の規定により署名を求めることができないこととなった期間を除き、前条第4項の規定による告示があった日の翌日から起算して31日以内とする。

(署名及び押印の取消し)

第4条 署名簿に署名及び押印をした者は、請求代表者が署名簿を選挙管理委員会に提出するまでの間は、請求代表者を通じて、当該署名簿の署名及び押印を取り消すことができる。

(署名の審査及び証明)

第5条 選挙管理委員会は、条例第4条第2項の規定により例によるものとされる地方自治法第74条の2第1項の規定により署名簿の署名の効力を決定したときは、速やかに第2条第5項の規定による告示に係る数以上の数の有効署名があることを証明する住民投票実施請求署名収集証明書(様式第7号)を交付しなければならない。

(住民投票長)

第6条 住民投票を総括する事務を担当させるため、住民投票長を置く。

2 住民投票長は、選挙管理委員会の委員長をもって充てる。

(投票管理者)

第7条 住民投票の投票に関する事務を担当させるため、投票所及び期日前投票の投票所(以下「期日前投票所」という。)ごとに、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、当該住民投票の投票資格者の中から選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第8条 選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、投票資格者名簿に登録されている者である職員の中から、あらかじめ選任しておかななければならない。

2 選挙管理委員会の委員長は、投票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合においては、直ちに選挙管理委員会の委員又は書記の中から、臨時に投票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

第9条 選挙管理委員会は、第7条第2項の規定により投票管理者を選任した場合又は前条第1項の規定により投票管理者の職務を代理すべき者を選任した場合においては、直ちに次に掲げる事項を告示しなければならない。

(1) その者の住所及び氏名

(2) その者が職務を行うべき日(期日前投票所の投票管理者又はその職務を代理する者を選任した場合に限る。)

(投票立会人)

第10条 選挙管理委員会は、投票所について、各投票区における投票資格者名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下の投票立会人を選任し、当

該住民投票の期日(以下「投票日」という。)の3日前までに、本人に通知しなければならない。

- 2 選挙管理委員会は、期日前投票所について、投票資格者名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、2人の投票立会人を選任し、条例第8条第2項の規定による告示の日までに、本人に通知しなければならない。
- 3 投票立会人で参会する者が投票所若しくは期日前投票所を開くべき時刻になっても2人に達しないとき又はその後2人に達しなくなったときは、投票管理者は、投票所にあつてはその投票区における投票資格者名簿に登録している者の中から、期日前投票所にあつては投票資格者名簿に登録されている者の中から2人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち合わせなければならない。
- 4 投票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(投票立会人の氏名等の通知)

第11条 選挙管理委員会は、投票立会人を選任した場合においては、直ちに次に掲げる事項をその投票立会人の立ち会う投票所又は期日前投票所の投票管理者に通知しなければならない。

- (1) その者の住所及び氏名
- (2) その者が投票に立ち会うべき日(期日前投票所の投票立会人を選任した場合に限る。)

(投票用紙の交付)

第12条 投票用紙(様式第8号)は、投票日の当日にあつては投票所において、期日前投票の日にあつては期日前投票所において条例第12条第2項に規定する投票人に交付しなければならない。

(点字投票)

第13条 視覚障害を有する投票人は、点字によって投票をしようとする場合においては、投票管理者に対して、その旨を申し立てなければならない。この場合においては、投票管理者は、点字投票である旨の表示をした投票用紙(様式第9号)を交付しなければならない。

- 2 点字投票を行う投票人は、複数の選択肢から一つを選択し、自ら点字により投票用紙に記載しなければならない。

(代理投票)

第14条 条例第12条第3項の規定による代理投票(第20条第3項において「代理投票」という。)をしようとする者は、投票管理者に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請があつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、当該投票人の投票を補助すべき者2人をその承諾を得て定め、その1人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該投票人の指示により条例第12条第2項の規定による記載(以下「投票用紙の記載」という。)をさせ、他の1人をこれに立ち合わせなければならない。

(期日前投票)

第15条 期日前投票をすることができる投票人は、投票日の当日に公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第48条の2第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる者とする。

- 2 期日前投票をしようとする投票人は、法第48条の2第1項各号に掲げる事由のうち投票日の当日自らが該当すると見込まれる事由を申し立て、かつ、当該申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書(様式第10号)を提出しなければならない。

3 期日前投票の期間は、当該投票日の告示があった日の翌日から投票日の前日までとする。

(不在者投票)

第 16 条 条例第 14 条の規定による不在者投票(以下「不在者投票」という。)をすることができる投票人は、投票日の当日に法第 48 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる事由に該当すると見込まれる者のうち、法第 49 条第 2 項に規定する身体に重度の障害がある者又は疾病、負傷、妊娠、出産、障害その他の理由により病院その他の施設に入院し、若しくは入所している者とする。

2 不在者投票は、次の各号に掲げる投票人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法によるものとする。

(1) 病院又は老人ホーム(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームをいう。以下同じ。)(以下「病院等」という。)のうち次項に定めるものに入院又は入所している投票人 当該病院等における不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法

(2) 前号に掲げる者以外の投票人 その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者、同条第 9 項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第 3 条第 4 号に規定する外国信書便事業者による同法第 2 条第 2 項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)により不在者投票管理者に送付する方法

3 前項第 1 号の規定の対象となる病院等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 令第 55 条第 2 項の規定により都道府県の選挙管理委員会が指定する病院等のうち、本市の区域内に所在するもの

(2) 令第 55 条第 2 項の規定により都道府県の選挙管理委員会が指定する病院等で本市の区域外に所在するもののうち、当該病院等の長から当該病院等において不在者投票を行うことを希望する旨の申出があったもの

(不在者投票管理者)

第 17 条 次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を不在者投票に係る不在者投票管理者とする。

(1) 前条第 2 項第 1 号に規定する者 当該病院等の長

(2) 前条第 2 項第 2 号に規定する者 選挙管理委員会の委員長

2 前項第 1 号に規定する不在者投票管理者となるべき者に事故があり、又はその者が欠けたときは、当該病院等の長の職務を代理すべき者を不在者投票管理者とする。

(不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒の交付の請求)

第 18 条 第 16 条第 2 項第 1 号の規定による不在者投票をしようとする投票人は、投票日の前日までに、選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもって、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒(様式第 11 号)(以下「投票用紙等」という。)の交付を請求することができる。

2 前項の規定による請求をする投票人が点字によって投票をしようとするときは、当該請求をする際に、選挙管理委員会の委員長にその旨を申し立てなければならない。

3 前条第 1 項第 1 号の不在者投票管理者(同条第 2 項の規定により不在者投票管理者となる者を含む。)は、当該病院等に入院し、又は入所している投票人の依頼があったときは、自ら又はその代理人によって、これらの投票人に代わって、選挙管理委員会の

委員長に対し、不在者投票代理請求書(様式第 12 号)により第 1 項の規定による申立て及び請求並びに前項の規定による申立てをすることができる。

- 4 第 1 項の規定による請求をする場合には、投票人は、第 16 条第 1 項に掲げる事由のうち投票の当日自らが該当すると見込まれる事由を申し立て、かつ、当該申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならない。
- 5 第 1 項の規定による請求及び前項の規定による宣誓書の提出は、不在者投票宣誓書・請求書(様式第 13 号)により行うものとする。

(不在者投票に係る投票用紙等の交付)

第 19 条 選挙管理委員会の委員長は、前条第 1 項又は第 3 項の規定による請求を受けた場合には、当該住民投票の投票に用いるべき投票資格者名簿又はその抄本と対照して、その請求をした投票人が投票日の当日法第 48 条の 2 第 1 項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれると認めるときは、投票用紙等の交付又は送付について、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 前条第 1 項の規定による請求を受けた場合にあっては、当該投票人に直接交付し、又は郵便等をもって送付すること。
- (2) 前条第 3 項の規定による請求を受けた場合にあっては、不在者投票用紙等送付書(様式第 14 号)を添えて、当該不在者投票管理者又はその代理人に交付し、又は郵便等をもって送付すること。
- 2 前項の場合において、前条第 2 項の規定により点字によって投票をする旨の申立てをし、又は同条第 3 項の規定による点字による投票の申立ての依頼をした投票人に交付し、又は送付すべき投票用紙は、点字投票である旨の表示をしたものでなければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の規定により投票用紙等の交付を受けた不在者投票管理者又はその代理人は、直ちにこれを投票人に渡さなければならない。

(病院等における不在者投票の方法)

第 20 条 前条第 1 項第 1 号の規定により投票用紙等の交付を受けた投票人は、投票日の告示があった日の翌日から投票日の前日までに当該投票用紙等を不在者投票管理者に提示し、その点検を受け、不在者投票管理者の管理する投票の記載をする場所において投票用紙の記載をし、これを投票用封筒に入れて封をし、当該投票用封筒の表面に署名して、直ちにこれを不在者投票管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の場合においては、不在者投票管理者は、投票資格者名簿に登録されている者又は当該病院等の職員を立ち合わせなければならない。
- 3 第 1 項の場合において、不在者投票管理者は、投票人が条例第 12 条第 3 項の規定により代理投票をすることができる者であるときは、その申請に基づいて、前項の規定によって立ち会わせられた者の意見を聴いて、当該投票人の投票を補助すべき者 2 人をその承諾を得て定め、その 1 人の立会いの下に他の 1 人をして投票の記載をする場所において投票用紙に当該投票人の指示により投票用紙の記載をさせ、これを投票用封筒に入れて封をし、当該投票用封筒の表面に当該投票人の氏名を記載させ、直ちにこれを提出させなければならない。

(郵便等による不在者投票に係る投票用紙及び郵便等投票用封筒の請求及び交付)

第 21 条 第 16 条第 2 項第 2 号の規定による不在者投票をしようとする投票人は、投票日の 4 日前までに、選挙管理委員会の委員長に対して、当該投票人が署名をした郵便等による不在者投票宣誓書・請求書(様式第 15 号。以下この条において「郵便等不在者投票請求書」という。)に、当該投票人が同条第 1 項の規定に該当する旨を証明する

書面を添付して、投票用紙及び郵便等投票用封筒(様式第 16 号)(以下「郵便等投票用紙等」という。)の交付を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求において、第 16 条第 1 項の規定に該当する旨を証明する書面の添付については、投票人が令第 59 条の 3 に規定する郵便等投票証明書(以下「郵便等投票証明書」という。)の交付を受けている者であるときは、不要とする。
- 3 第 24 条の規定による代理記載人となるべき者の届出を行った投票人又は郵便等投票証明書に代理記載人となるべき者の記載がある投票人は、第 1 項の規定により郵便等投票用紙等の交付を請求しようとする場合においては、同項の規定にかかわらず、当該代理記載人となるべき者をして郵便等不在者投票請求書に、当該投票人の署名に代えて当該投票人の氏名を記載させることができる。この場合において、当該代理記載人となるべき者は、当該郵便等不在者投票請求書に署名をしなければならない。
- 4 選挙管理委員会の委員長は、第 1 項の規定による請求を受けた場合においては、当該住民投票の投票に用いるべき投票資格者名簿又はその抄本と対照して、その請求をした投票人が第 16 条第 2 項第 2 号に規定する投票人に該当すると認めるときは、直ちに郵便等投票用紙等を当該投票人に郵便等をもって送付しなければならない。

(郵便等による不在者投票の方法)

第 22 条 前条第 4 項の規定により郵便等投票用紙等の交付を受けた投票人は、投票日の告示があった日の翌日以後、その現在する場所において、自ら投票用紙の記載をし、これを郵便等投票用封筒に入れて封をし、当該郵便等投票用封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載するとともに署名をし、並びにこれを他の適当な封筒に入れて封をし、当該封筒の表面に投票が在中する旨を明記して、選挙管理委員会の委員長に対し、当該投票人が属する投票区の投票所を閉じる時刻までに第 25 条第 1 項の規定による投票の送致ができるように郵便等をもって送付しなければならない。

(郵便等による不在者投票における代理記載人となるべき者の届出等)

第 23 条 第 16 条第 2 項第 2 号に規定する投票人で、自ら投票の記載をすることができない者は、当該投票人に代わって投票の記載をする者(以下「代理記載人」という。)となるべき者を定めることができる。

- 2 前項の規定により代理記載人となるべき者を定めようとするときは、その者の氏名、住所及び生年月日を、郵便等による不在者投票における代理記載人届出書(様式第 17 号)により選挙管理委員会の委員長に届け出なければならない。ただし、郵便等投票証明書の交付を受けた投票人で当該郵便等投票証明書に代理記載人となるべき者の記載がある者は、この限りでない。
- 3 前項の代理人記載届出書には、代理記載人となるべき者が署名をした当該代理記載人となるべき者の代理記載人となることについての同意書及び投票資格を有する者であることを当該代理記載人となるべき者が誓う旨の宣誓書並びに令第 59 条の 3 の 2 第 1 項各号のいずれかに該当する旨を証明する書面を添えなければならない。
- 4 第 2 項の規定による届出は、第 21 条第 1 項の規定による請求と同時に行うことができる。

(郵便等による不在者投票における代理記載の方法)

第 24 条 第 21 条第 4 項の規定により郵便等投票用紙等の交付を受けた投票人のうち、前条第 2 項の規定による届出を行った者又は郵便等投票証明書に代理記載人となるべき者の記載がある者は、第 22 条の規定にかかわらず、当該代理記載人をして当該投票人の指示により投票用紙の記載をさせ、これを郵便等投票用封筒に入れて封をし、当該郵便等投票用封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所並びに当該投票人の氏名を記載させ、更にこれを他の適当な封筒に入れて封をし、当該封筒の表面に投票が在中

する旨を記載させることができる。この場合において、当該代理記載人は、当該郵便等投票用封筒の表面に署名をしなければならない。

(不在者投票の送致)

第 25 条 不在者投票管理者は、第 20 条第 1 項の規定により投票の提出を受けた場合においては、投票用封筒の裏面に投票の年月日及び場所を記載し、及びこれに記名し、かつ、同条第 2 項の規定によって投票に立ち会った者については署名をさせ、並びにこれを他の適当な封筒に入れて封をし、当該封筒の表面に投票が在中する旨を明記し、当該封筒の裏面に記名押印し、直ちにこれを選挙管理委員会の委員長に送致しなければならない。

2 選挙管理委員会の委員長は、第 22 条の規定による投票の送付又は前項の規定による投票の送致を受けた場合においては、直ちに投票を投票人が属する投票区の投票管理者に送致しなければならない。

(不在者投票に関する調書)

第 26 条 選挙管理委員会の委員長は、不在者投票事務処理簿を備え、第 18 条、第 19 条、第 21 条及び前条の規定による措置の明細その他必要と認める事項を記載しなければならない。

2 選挙管理委員会の委員長は、前項の不在者投票事務処理簿に基づき、その概略を記載した不在者投票に関する調書(様式第 18 号。以下この条において「調書」という。)を作成して、これに記名押印し、関係のある投票区の投票管理者に送致しなければならない。この場合において、関係のある投票区が 2 以上あるときは、調書に代えてその抄本を送致することができる。

3 投票管理者は、前項の規定によって送致された調書又はその抄本を次条に規定する投票録に添えなければならない。

(投票録の作成)

第 27 条 投票所の投票管理者は、住民投票投票所投票録(様式第 19 号)を作成し、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

2 期日前投票所の投票管理者は、期日前投票所を設ける期間の各日において、住民投票期日前投票所投票録(様式第 20 号)を作成し、当該日における投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

(投票箱等の送致)

第 28 条 投票所の投票管理者は、1 人又は数人の投票立会人とともに、投票日の当日、その投票箱、投票録及び投票資格者名簿の抄本を開票管理者に送致しなければならない。

2 期日前投票所の投票管理者は、期日前投票所を設ける期間の末日に、その投票箱、投票箱を封印したかぎ、投票録及び投票資格者名簿の抄本(以下この項において「投票箱等」という。)を選挙管理委員会に送致し、当該投票箱等の送致を受けた選挙管理委員会は、投票日の当日、当該投票箱等を開票管理者に送致しなければならない。

(開票管理者)

第 29 条 住民投票の開票に関する事務を担当させるため、開票管理者を置く。

2 開票管理者は、選挙管理委員会の委員長をもって充てる。

(開票管理者の職務代理者又は職務管掌者)

第 30 条 開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けたときは、選挙管理委員会の委員長の職務代理者がその職務を代理する。

2 選挙管理委員会の委員長は、開票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合において、臨時に開票管理者の職務を管掌すべ

き者を、選挙管理委員会の委員又は書記の中から、あらかじめ指定しておかなければならない。

(開票立会人)

第 31 条 選挙管理委員会は、投票資格者名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、3人以上10人以下の開票立会人を選任し、当該投票日の3日前までに、本人に通知しなければならない。

2 開票立会人が投票日の前日までに3人に達しなくなったときあつては選挙管理委員会において、開票立会人が投票日以後に3人に達しなくなったとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になっても3人に達しないとき若しくはその後3人に達しなくなったときあつては開票管理者において、投票資格者名簿に登録されている者の中から3人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち合わせなければならない。

3 開票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(開票立会人の氏名等の通知)

第 32 条 選挙管理委員会は、前条第1項又は第2項の規定により選挙管理委員会において開票立会人を選任した場合には、直ちに当該開票立会人の住所及び氏名を開票管理者に通知しなければならない。

(開票録の作成)

第 33 条 開票管理者は、住民投票開票録(様式第21号)を作成し、開票に関する次第を記載し、開票立会人とともに、これに署名しなければならない。

(その他)

第 34 条 この規則に定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

○富士見市民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、市政運営上の重要事項に係る意思決定について、市民による直接投票(以下「市民投票」という。)の制度を設けることにより、これによって示された市民の総意を市政に的確に反映し、もって公正で民主的な市政運営の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市政運営上の重要事項」とは、市が行う事務のうち、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事項であつて、市及び市民全体に直接の利害関係を有するものをいう。ただし、次に掲げる事項を除く。

- (1) 市の権限に属さない事項
- (2) 議会の解散その他法令の規定に基づき市民投票を行うことができる事項
- (3) 専ら特定の市民又は地域にのみ関係する事項
- (4) 市の組織、人事及び財務に関する事項
- (5) 前各号に定めるもののほか、市民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

(市民投票の請求及び発議)

第3条 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第19条に規定する選挙人名簿の登録が行われた日において当該選挙人名簿に登録されている者は、市政運営上の重要事項について、その総数の5分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して書面により市民投票を請求することができる。

- 2 前項に規定する署名に関する手続等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第6項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。
- 3 市議会は、議員の定数の3分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された市政運営上の重要事項について、市長に対して書面により市民投票を請求することができる。
- 4 市長は、市政運営上の重要事項について、自ら市民投票を発議することができる。
- 5 市長は、第1項の規定による市民からの請求(以下「市民請求」という。)若しくは第3項の規定による議会からの請求(以下「議会請求」という。)があったとき、又は前項の

規定により自ら市民投票を發議したときは、直ちにその要旨を公表するとともに、富士見市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)にその旨を通知しなければならない。

- 6 市長は、市民投票に係る市民請求又は議会請求があったときは、その請求の内容が前条各号の規定に該当する場合を除き、市民投票の実施を拒否することができないものとする。

(平 23 条例 13・一部改正)

(条例の制定又は改廃に係る市民請求の特例)

第 4 条 条例の制定又は改廃に係る市民請求は、地方自治法第 74 条第 1 項の規定による条例の制定又は改廃の請求を行った場合において、同条第 3 項の結果に不服があるときについてのみ行うことができる。

(市民投票の形式)

第 5 条 第 3 条に規定する市民請求、議会請求及び市長の發議(以下「市民請求等」という。)による市民投票に係る事案は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求又は發議されたものでなければならない。

(市民投票の執行)

第 6 条 市民投票は、市長が執行するものとする。

- 2 市長は、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、協議により、その権限に属する市民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

(選挙管理委員会の事務)

第 7 条 選挙管理委員会は、前条第 2 項の規定により委任を受けた市民投票の管理及び執行に関する事務を行うものとする。

(投票資格者)

第 8 条 市民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、公職選挙法第 9 条第 2 項に規定する市議会の議員及び市長の選挙権を有する者とする。

(投票資格者名簿の調製等)

第 9 条 選挙管理委員会は、市民投票に係る投票資格者について、投票資格者名簿を調製するものとする。

- 2 選挙管理委員会は、前項の投票資格者名簿の調製について、公職選挙法第 19 条から第 30 条までに規定する選挙人名簿の調製をもってこれに代えることができる。この場合において、同法第 27 条第 1 項に規定する表示をなされた者は、投票資格者名簿に登録されていないものとみなす。

(市民投票の期日)

第 10 条 市民投票の期日(以下「投票日」という。)は、第 3 条第 5 項の規定による通知のあった日から起算して 30 日を経過した日から 90 日を超えない範囲内で、選挙管理委員会が定めるものとする。

- 2 選挙管理委員会は、前項により定めた投票日その他必要な事項を当該投票日の 7 日前までに告示しなければならない。

(投票所等)

第 11 条 投票所及び第 16 条に規定する期日前投票の投票所(以下「期日前投票所」という。)は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

- 2 選挙管理委員会は、投票所については投票日の 5 日前までに、期日前投票所については前条第 2 項の規定による告示の日(以下「告示日」という。)にその場所を告示しなければならない。

(投票資格者名簿の登録と投票)

第 12 条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。ただし、市民投票と同時に公職選挙法に基づく選挙が行われた場合において、同法第 42 条第 1 項ただし書の規定により投票した者(その投票した日において市内に住所を有している者に限る。)については、当該市民投票の投票をすることができる。

- 2 投票資格者名簿に登録された者であっても投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

(投票資格者でない者の投票)

第 13 条 投票日の当日又は期日前投票の日において投票資格者でない者は、投票をすることができない。

(投票の方法)

第 14 条 市民投票は、1 人 1 票の投票とし、秘密投票とする。

- 2 市民投票の投票資格者(以下「投票人」という。)は、事案に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に自ら○の記号を記載しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、代理投票をすることができる。

(投票所においての投票)

第 15 条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

(期日前投票等)

第 16 条 投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

(無効投票)

第 17 条 次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したのか判別し難いもの
- (6) 白紙投票

(情報の提供)

第 18 条 選挙管理委員会は、告示日から投票日の 2 日前までに、市民投票に係る請求又は発議の内容の趣旨及び第 10 条第 2 項に規定する告示の内容その他市民投票に関し必要な情報を広報その他適当な方法により、投票資格者に対して提供するものとする。

2 市長は、告示日から投票日の前日までの間、市民投票に係る請求又は発議の内容を記載した文書の写し及び請求又は発議の事案に係る計画案その他行政上の資料で公開することができるものについて、一般の縦覧に供するものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、市長は、必要に応じて公開討論会、シンポジウムその他市民投票に係る情報の提供に関する施策を実施することができる。

(投票運動)

第 19 条 市民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、強迫等市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

(市民投票の成立要件等)

第 20 条 市民投票は、1 の事案について投票した者の総数が当該市民投票の**投票資格者数の 3 分の 1 に満たないときは、成立しないものとする**。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。

(投票結果の告示等)

第 21 条 選挙管理委員会は、前条の規定により市民投票が成立しなかったとき、又は市民投票が成立し、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長に報告しなければならない。

2 市長は、市民請求に係る市民投票について、前項の規定により選挙管理委員会から報告があったときは、その内容を直ちに当該市民請求に係る代表者に通知しなければならない。

3 市長は、議会請求に係る市民投票について、第 1 項の規定により選挙管理委員会から報告があったときは、その内容を直ちに市議会議長に通知しなければならない。

(投票人以外の市民の意思の把握)

第 22 条 市長は、市民投票を実施する場合において、投票人以外の者でその者に係る市の住民票が作成された日(他の市町村から市の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 22 条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き 3 月以上市の住民基本台帳に記録されているもののうち、次に掲げる者の当該市民投票に係る事案に関する賛否の意思について、別に規則で定めるところにより、その把握に努めるものとする。

(1) 年齢満 18 年及び満 19 年の日本の国籍を有する者

(2) 年齢満 18 年以上の日本の国籍を有しない者であって、出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)別表第 2 の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)に定める特別永住者

(平 24 条例 18・全改)

(投票結果の尊重)

第 23 条 市議会及び市長は、市民投票の結果及び前条により把握された意思を尊重しなければならない。

(市民請求等の制限期間)

第24条 この条例による市民投票が実施された場合(第20条の規定により市民投票が成立しなかった場合を除く。)には、その結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について市民請求等を行うことができないものとする。

(投票及び開票)

第25条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人、期日前投票、不在者投票その他市民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)並びに公職選挙法及び同法施行令執行細則(昭和31年選管告示第2号)の規定の例による。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

○富士見市民投票規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富士見市民投票条例(平成14年条例第29号。以下「条例」という。)
第26条の規定に基づき、市民投票に関し必要な事項を定めるものとする。

(投票管理者)

第2条 市民投票の投票に関する事務を担当させるため、投票所及び期日前投票の投票所
(以下「期日前投票所」という。)ごとに、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、富士見市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)の選任した
者をもって充てる。

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第3条 選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合にお
いて、その職務を代理すべき者を、あらかじめ選任しておかなければならない。

2 選挙管理委員会の委員長は、投票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、
又はこれらの者が共に欠けた場合においては、直ちに選挙管理委員会の委員又は書記の
中から、臨時に投票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

(投票立会人)

第4条 選挙管理委員会は、投票所について、各投票区における投票資格者名簿に登録さ
れている者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下の投票立会人を選任し、当
該市民投票の期日(以下「投票日」という。)の3日前までに、本人に通知しなければな
らない。

2 選挙管理委員会は、期日前投票所について、投票資格者名簿に登録されている者の中か
ら、本人の承諾を得て、2人の投票立会人を選任し、条例第10条第2項の規定による告
示する日までに、本人に通知しなければならない。

3 投票立会人で参会する者が投票所若しくは期日前投票所を開くべき時刻になっても2
人に達しないとき又はその後2人に達しなくなったときは、投票管理者は、投票所につ
いてはその投票区における投票資格者名簿に登録されている者の中から、期日前投票所
については投票資格者名簿に登録されている者の中から2人に達するまでの投票立会人
を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち合わせなければならない。

4 投票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(投票立会人の氏名等の通知)

第5条 選挙管理委員会は、投票立会人を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を当該投票立会人の立ち会う投票所の投票管理者に通知しなければならない。

(投票用紙の交付及び様式)

第6条 投票用紙は、投票日の当日にあっては投票所において、期日前投票の日にあっては期日前投票所において条例第14条第2項に規定する投票人に交付しなければならない。

2 投票用紙は、様式第1号によるものとする。

(点字投票)

第7条 投票人は、点字によって投票をしようとする場合においては、投票管理者に対して、その旨を申し立てなければならない。この場合において、投票管理者は、点字投票である旨の表示をした投票用紙を交付しなければならない。

2 前項の投票用紙は、様式第2号によるものとする。

3 点字投票を行う投票人は、事案に賛成するときは投票用紙に賛成と、反対するときは投票用紙に反対と自ら点字により記載しなければならない。

(点字投票の無効投票)

第8条 点字投票において、次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 賛成又は反対以外の事項を記載したもの
- (3) 賛成又は反対のほか、他事を記載したもの
- (4) 賛成及び反対のいずれも記載したもの
- (5) 賛成又は反対のいずれを記載したのか判別し難いもの
- (6) 白紙投票

(代理投票)

第9条 投票管理者は、投票人が条例第14条第3項の規定による代理投票をすることができる者であるときは、その申請に基づいて、投票立会人の意見を聴いて、当該投票人の投票を補助すべき者2人をその承諾を得て定め、その1人に投票の記載をする場所において投票用紙に同条第2項の規定による記載をさせ、他の1人をこれに立ち合わせなければならない。

(期日前投票等)

第 10 条 条例第 16 条に規定する期日前投票等については、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 48 条の 2 及び第 49 条に準じて行うものとする。

(平 24 規則 18・一部改正)

(投票録の作成)

第 11 条 投票管理者は、市民投票投票録(様式第 3 号)を作成し、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

(投票箱等の送致)

第 12 条 投票管理者は、投票日の当日(期日前投票の日にあつては、期日前投票所を設ける期間の末日)に、その投票箱、投票録及び投票資格者名簿又はその抄本(以下「投票箱等」という。)を開票管理者に送致しなければならない。

(市民投票の成立又は不成立の決定)

第 13 条 選挙管理委員会は、期日前投票所及び投票所が閉鎖されたときは、当該市民投票の投票者総数により条例第 20 条に規定する市民投票の成立要件を満たしているかどうかを審査し、当該市民投票の成立又は不成立の決定をしなければならない。

(開票管理者)

第 14 条 市民投票の開票に関する事務を担当させるため、開票管理者を置く。

2 開票管理者は、選挙管理委員会の委員長をもって充てる。

(開票管理者の職務代理者又は職務管掌者)

第 15 条 開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においては、選挙管理委員会の委員長職務代理者がその職務を代理する。

2 選挙管理委員会の委員長は、開票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合において、臨時に開票管理者の職務を管掌すべき者を、選挙管理委員会の委員又は書記の中から、あらかじめ指定しておかなければならない。

(開票立会人)

第 16 条 選挙管理委員会は、投票資格者名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、3 人以上 10 人以下の開票立会人を選任し、投票日の 3 日前までに、本人に通知しなければならない。

- 2 開票立会人が投票日の前日までに3人に達しなくなったときは選挙管理委員会において、開票立会人が投票日以後に3人に達しなくなったとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になっても3人に達しないとき若しくはその後3人に達しなくなったときは開票管理者において、投票資格者名簿に登録されている者の中から3人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち合わせなければならない。
- 3 開票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(開票録の作成)

第17条 開票管理者は、市民投票開票録(様式第4号)を作成し、開票に関する次第を記載し、開票立会人とともに、これに署名しなければならない。

(文書の保管)

第18条 市民投票に係る文書は、選挙管理委員会において、市民投票の結果の確定後1年間保管しなければならない。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項は、市長が別に定める。

○高浜市住民投票条例

平成 14 年 7 月 9 日
条例第 33 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、市政運営上の重要事項に係る意思決定について、市民による直接投票(以下「住民投票」という。)の制度を設けることにより、これによって示された市民の総意を市政に的確に反映し、もって公正で民主的な市政の運営及び市民の福祉の向上を図るとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「市政運営上の重要事項」とは、市が行う事務のうち、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事案であって、市及び市民全体に直接の利害関係を有するものをいう。ただし、次に掲げる事項を除く。

- (1) 市の権限に属さない事項
- (2) 議会の解散その他法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (3) もっぱら特定の市民又は地域にのみ関係する事項
- (4) 市の組織、人事及び財務に関する事項
- (5) 前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

(住民投票の請求及び発議)

第 3 条 第 11 条の規定による投票資格者名簿の登録が行われた日において当該投票資格者名簿に登録されている者は、市政運営上の重要事項について、その総数の 3 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して書面により住民投票を請求することができる。

2 第 11 条の規定により投票資格者名簿に登録されている者のうち高浜市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)の委員又は職員であるものは、前項の代表者となることができない。

3 第 1 項に規定する署名に関する手続等は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 74 条第 7 項から第 9 項まで、第 74 条の 2 第 1 項から第 6 項まで及び第 74 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の例によるものとする。

4 市議会は、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された市政運営上の重要事項について、市長に対して書面により住民投票を請求することができる。

5 市長は、市政運営上の重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。

6 市長は、第 1 項の規定による市民からの請求(以下「市民請求」という。)若しくは第 4 項の規定による議会からの請求(以下「議会請求」という。)があったとき、又は前項の規定により自ら住民投票を発議したときは、直ちにその要旨を公表するとともに、選挙管理委員会の委員長にその旨を通知しなければならない。

7 市長は、住民投票に係る市民請求又は議会請求があったときは、その請求の内容が前条各号の規定に該当する場合を除き、住民投票の実施を拒否することができないものとする。

(平 23 条例 22・一部改正)

(条例の制定又は改廃に係る市民請求の特例)

第 4 条 条例の制定又は改廃に係る市民請求は、地方自治法第 74 条第 1 項の規定による条例の制定又は改廃の請求を行った場合において、同条第 3 項の結果に不服があるときについてのみ行うことができる。

(住民投票の形式)

第 5 条 第 3 条に規定する市民請求、議会請求及び市長の発議(以下「市民請求等」という。)による住民投票に係る事案は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求又は発議されたものでなければならない。

(住民投票の執行)

第 6 条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

(選挙管理委員会の事務)

第 7 条 選挙管理委員会は、前条第 2 項の規定により委任を受けた住民投票の管理及び執行に関する事務を行うものとする。

(投票資格者)

第 8 条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 年齢満 18 年以上の日本国籍を有する者で、引き続き 3 月以上高浜市に住所を有するもの

(2) 年齢満 18 年以上の永住外国人で、引き続き 3 月以上高浜市に住所を有するもの

2 前項第 2 号に規定する「永住外国人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)別表第 2 の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)に定める特別永住者

(投票資格者名簿の調製等)

第 9 条 選挙管理委員会は、投票資格者名簿を調製し、及び保管する任に当たるものとする。

2 投票資格者名簿は、永久に据え置くものとし、かつ、それぞれの住民投票を通じて 1 の名簿とする。

3 選挙管理委員会は、毎年 3 月、6 月、9 月及び 12 月(以下「登録月」という。)並びに住民投票を行う場合には、投票資格者名簿の登録を行うものとする。

4 投票資格者名簿には、投票資格者の氏名、住所、性別及び生年月日等の記載をするものとする。

(被登録資格)

第 10 条 投票資格者名簿の登録は、年齢満 18 年以上の日本国籍を有する者又は永住外国人で、高浜市の住民票が作成された日(他の市町村から高浜市に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づき届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き 3 月以上高浜市の住民基本台帳に記録されているもの(以下この条において「被登録資格者」という。)について行うものとする。ただし、永住外国人については、被登録資格者のうち規則で定めるところにより、文書で選挙管理委員会に登録の申請をした者に限る。

(平 24 条例 1・全改)

(登録)

第 11 条 選挙管理委員会は、登録月の 1 日現在により、投票資格者名簿に登録される資格を有する者を当該登録月の 2 日に投票資格者名簿に登録しなければならない。ただし、登録月の 1 日から 7 日までの間に住民投票を行う場合その他選挙管理委員会が特に必要があると認める場合にあっては、登録の日を繰り延べて定めることができる。

2 選挙管理委員会は、住民投票を行う場合においては、第 13 条第 2 項の規定による当該住民投票の告示の日の前日現在により、投票資格者名簿に登録される資格を有する者を同日に投票資格者名簿に登録しなければならない。

(住民投票の請求に必要な署名数の告示)

第 12 条 選挙管理委員会は、前条の規定により投票資格者名簿の登録を行ったときは、直ちに当該投票資格者名簿に登録されている者の総数の 3 分の 1 の数を告示しなければならない。

(住民投票の期日)

第 13 条 住民投票の期日(以下「投票日」という。)は、選挙管理委員会に対して第 3 条第 6 項の規定による通知があった日から起算して 60 日を経過した日から最も近い日曜日(以下「指定日」という。)とする。ただし、当該指定日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、愛知県の議会の議員若しくは長の選挙又は高浜市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときその他選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、投票日を変更することができる。

2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を確定したときは、当該投票日その他必要な事項を当該投票日の 7 日前までに告示しなければならない。

(平 23 条例 22・一部改正)

(投票所等)

第 14 条 投票所及び第 19 条第 1 項に規定する期日前投票における投票所(以下「期日前投票所」という。)は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

2 選挙管理委員会は、投票日の 5 日前までに投票所を、前条第 2 項の規定による住民投票の告示の日に期日前投票所をそれぞれ告示しなければならない。

(平 16 条例 8・一部改正)

(投票資格者名簿の登録と投票)

第 15 条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

2 投票資格者名簿に登録された者であっても投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

(投票資格者でない者の投票)

第 16 条 投票日の当日(第 19 条第 1 項に規定する期日前投票にあつては、投票をしようとする日)に、投票資格者でない者は、投票をすることができない。

(平 16 条例 8・一部改正)

(投票の方法)

第 17 条 住民投票は、1 人 1 票の投票とし、秘密投票とする。

2 住民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、事案に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に自ら○の記号を記載しなければならない。

3 前項及び第 20 条第 4 号の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、投票管理者に申請し、代理投票をすることができる。

(平 16 条例 8・一部改正)

(投票所における投票)

第 18 条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

(期日前投票等)

第 19 条 投票日の当日、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

(1) 職務若しくは業務又は用務に従事すること。

(2) 高浜市の区域外に旅行又は滞在をすること。

(3) 疾病、負傷、妊娠、出産、老衰その他身体の障害のため歩行が困難であること。

(4) 高浜市の区域外の住所に居住していること。

2 次の各号のいずれかに該当する投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者、同条第 9 項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第 3 条第 4 号に規定する外国信書便事業者による同法第 2 条第 2 項に規定する信書便により送付する方法により投票を行うことができる。

(1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 4 条に規定する身体障害者であつて、規則で定めるもの

(2) 戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者であつて、規則で定めるもの

(3) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に基づく要介護認定において要介護 4 又は要介護 5 と認定されている者

(4) 高浜市の区域外の住所に居住している者

(5) 疾病、負傷、妊娠、出産、障害その他の理由により高浜市の区域外にある病院その他の施設に入院又は入所している者

3 前項第1号及び第2号に定める投票人で同項に規定する方法により投票をしようとするもののうち自ら投票の記載をすることができないものとして規則で定めるものは、第17条第2項及び次条第4号の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、あらかじめ選挙管理委員会の委員長に届け出た者(投票資格者に限る。)をして投票に関する記載をさせることができる。

(平16条例8・一部改正)

(無効投票)

第20条 次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を自ら記載しないもの
- (5) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの
- (6) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したのか判別し難いもの
- (7) 白紙投票

(平16条例8・一部改正)

(情報の提供)

第21条 選挙管理委員会は、第13条第2項の規定による住民投票の告示の日から当該住民投票の投票日の2日前までに、当該住民投票に係る請求又は発議の内容の趣旨及び同項に規定する告示の内容その他住民投票に関し必要な情報を公報その他適当な方法により、投票資格者に対して提供するものとする。

2 市長は、住民投票の告示の日から投票日の前日までの間、当該住民投票に係る請求又は発議の内容を記載した文書の写し及び請求又は発議の事案に係る計画案その他行政上の資料で公開することができるものについて、一般の縦覧に供するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市長は、必要に応じて公開討論会、シンポジウムその他住民投票に係る情報の提供に関する施策を実施することができる。

(投票運動)

第22条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

(住民投票の成立要件等)

第23条 住民投票は、1の事案について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。

2 住民投票の結果は、有効投票総数の過半数をもって決するものとする。(投票結果の告示等)

第 24 条 選挙管理委員会は、前条第 1 項の規定により住民投票が成立しなかったとき、又は住民投票が成立し、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長及び市議会議長に報告しなければならない。

2 市長は、市民請求に係る住民投票について、前項の規定により選挙管理委員会から報告があったときは、その内容を直ちに当該市民請求に係る代表者に通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第 25 条 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(市民請求等の制限期間)

第 26 条 この条例による住民投票が実施された場合(第 23 条第 1 項の規定により住民投票が成立しなかった場合を除く。)には、その結果が告示されてから 2 年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について市民請求等を行うことができないものとする。

(投票及び開票)

第 27 条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人、期日前投票、不在者投票その他住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)、公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)及び公職選挙法施行規則(昭和 25 年総理府令第 13 号)並びに高浜市公職選挙管理規程(昭和 50 年高浜市選挙管理委員会規程第 1 号)の規定の例による。

(平 16 条例 8・一部改正)

(委任)

第 28 条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

○高浜市住民投票条例施行規則

平成 14 年 7 月 9 日
規則第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高浜市住民投票条例(平成 14 年高浜市条例第 33 号。以下「条例」という。)第 28 条の規定に基づき、住民投票に関し必要な事項を定めるものとする。

(投票資格者名簿の調製等)

第 2 条 条例第 9 条の規定による投票資格者名簿の調製は、様式第 1 により行うものとする。

- 2 投票資格者名簿は、投票区ごとに編製するものとする。

(登録の申請等)

第 3 条 条例第 10 条ただし書に規定する登録の申請をしようとする者は、条例第 11 条第 1 項の規定による登録(以下「定時登録」という。)の場合にあつては当該登録の日の 3 日前までに、同条第 2 項の規定による登録(以下「投票時登録」という。)の場合にあつては当該登録の日の 7 日前までに投票資格者名簿登録申請書(様式第 2)を高浜市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)に提出しなければならない。

- 2 選挙管理委員会は、前項の申請書を受理したときは、当該申請書を提出した者(以下「申請者」という。)が条例第 8 条第 1 項第 2 号に規定する投票資格者に該当するかどうかを審査し、投票資格者に該当すると認めるときは、当該申請者を投票資格者名簿に登録するものとする。

- 3 選挙管理委員会は、前項の規定による審査を行ったときは、その結果を当該申請者に対し、書面により通知するものとする。

(平 24 規則 8・一部改正)

(登録日の変更)

第 4 条 選挙管理委員会は、次の各号に掲げる場合には、条例第 11 条第 1 項ただし書の規定により、同項に定める登録の日を当該各号に定める日に繰り延べて定めることができる。

- (1) 登録月の 1 日から 7 日までの間に住民投票を行う場合 当該住民投票の期日の翌日以後 3 日以内のいずれかの日
(2) 前号に掲げる場合のほか、天災その他特別の事情がある場合 登録月の 3 日以後の日

- 2 選挙管理委員会は、前項の規定による登録の日を定めた場合には、直ちに当該登録の日を告示しなければならない。

(縦覧)

第 5 条 選挙管理委員会は、定時登録については登録月の 3 日から 7 日までの間(条例第 11 条第 1 項ただし書に規定する場合には、当該投票資格者名簿の登録が行われた日の翌日から 5 日間)、投票時登録については当該住民投票の告示の日に、市役所において、同条の規定により投票資格者名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供さなければならない。

- 2 選挙管理委員会は、縦覧開始の日の 3 日前までに縦覧の場所を告示しなければならない。

(平 16 規則 8・一部改正)

(異議の申出)

第6条 投票資格者は、投票資格者名簿の登録に関し不服があるときは、縦覧期間内に、文書で選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。

- 2 選挙管理委員会は、前項の異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から3日以内に、その異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。
- 3 選挙管理委員会は、その異議の申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を直ちに投票資格者名簿に登録し、又は投票資格者名簿から抹消し、その旨を異議申出人及び関係人に通知するとともに、これを告示しなければならない。
- 4 選挙管理委員会は、その異議の申出を正当でないとして決定したときは、直ちにその旨を異議申出人に通知しなければならない。

(補正登録)

第7条 選挙管理委員会は、条例第11条の規定により投票資格者名簿の登録をした日後、当該登録の際に投票資格者名簿に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が投票資格者名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を直ちに投票資格者名簿に登録し、その旨を告示しなければならない。

(訂正等)

第8条 選挙管理委員会は、投票資格者名簿に登録されている者の記載内容に変更があったこと若しくは誤りがあることを知ったとき又は第10条の規定による登録変更の届出を受理したときは、直ちにその記載の修正又は訂正をしなければならない。

(登録の抹消)

第9条 選挙管理委員会は、投票資格者名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに投票資格者名簿から抹消しなければならない。この場合において、第5号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したことを知ったとき。
- (2) 日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (3) 条例第8条第2項に規定する永住外国人でなくなったことを知ったとき。
- (4) 高浜市の区域内に住所を有しなくなったことを知ったとき。
- (5) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。
- (6) 次条の規定による登録抹消の届出を受理したとき。

(平21規則1・一部改正)

(登録変更又は登録抹消の届出)

第10条 第3条第2項の規定により投票資格者名簿に登録された者は、当該登録された事項を変更しようとするときは投票資格者名簿登録変更届出書(様式第3)により、当該登録の抹消を希望するときは投票資格者名簿登録抹消届出書(様式第4)により選挙管理委員会に届け出なければならない。

(閲覧等)

第 11 条 選挙管理委員会は、住民投票の期日(以下「投票日」という。)の告示の日から投票日後 5 日に当たる日までの間を除き、別に定めるところにより、投票資格者名簿の抄本を閲覧に供しなければならない。

- 2 投票資格者は、投票資格者名簿に脱漏、誤載又は誤記があると認めるときは、選挙管理委員会に投票資格者名簿の修正に関し、調査の請求をすることができる。

(平 19 規則 14・一部改正)

(投票管理者)

第 12 条 住民投票の投票に関する事務を担当させるため、各投票所ごと及び条例第 14 条第 1 項に規定する期日前投票所(以下「期日前投票所」という。)に、投票管理者を置く。

- 2 投票管理者は、投票所にあつては投票資格者名簿に登録されている者の中から、期日前投票所にあつては投票資格者名簿に登録されている者又は市の職員の中から選挙管理委員会の選任した者をもって充てる。

- 3 投票管理者は、次に掲げる場合には、その職を失う。

- (1) 投票資格者名簿に登録されている者の中から選任された者が当該住民投票の投票資格者でなくなった場合

- (2) 市の職員の中から選任された者が市の職員でなくなった場合

(平 16 規則 8・一部改正)

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第 13 条 選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、投票資格者名簿に登録されている者である市の職員の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

- 2 選挙管理委員会の委員長は、投票管理者及びその職務を代理すべき者とともに事故があり、又はこれらの者がともに欠けた場合においては、直ちに選挙管理委員会の委員又は書記の中から、臨時に投票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

第 14 条 選挙管理委員会は、第 12 条第 2 項又は前条第 1 項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合においては、直ちに次に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) その者の住所及び氏名

- (2) その者が職務を行うべき日(期日前投票所の投票管理者又はその職務を代理する者を選任した場合に限る。)

(平 16 規則 8・一部改正)

(投票立会人)

第 15 条 選挙管理委員会は、住民投票の各投票所ごとに、各投票区における投票資格者名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、2人以上 5 人以下の投票立会人を選任し、当該投票日の 3 日前までに、本人に通知しなければならない。

- 2 選挙管理委員会は、期日前投票所に、投票資格者名簿に登録されている者又は市の職員の中から、本人の承諾を得て、2 人の投票立会人を選任し、当該投票日の告示の日に、本人に通知しなければならない。

- 3 投票立会人で参会する者が投票所又は期日前投票所を開くべき時刻になっても2人に達しないとき又はその後2人に達しなくなったときは、投票所の投票管理者はその投票区における投票資格者名簿に登録されている者の中から、期日前投票所の投票管理者は投票資格者名簿に登録されている者又は市の職員の中から2人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち合わせなければならない。
- 4 投票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞職することができない。

(平 16 規則 8・一部改正)

(投票立会人の氏名等の通知)

第 16 条 選挙管理委員会は、投票立会人を選任した場合には、直ちに次に掲げる事項をその投票立会人の立ち会う投票所又は期日前投票所の投票管理者に通知しなければならない。

- (1) その者の住所及び氏名
- (2) その者の投票に立ち会うべき日(期日前投票所の投票立会人を選任した場合に限る。)

(平 16 規則 8・一部改正)

(投票用紙の交付及び様式)

第 17 条 投票用紙は、投票日の当日、投票所において投票人に交付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 20 条の規定による投票にあつては、投票用紙を、その投票の日に、期日前投票所において投票人に交付しなければならない。
- 3 投票用紙は、様式第 5 に準じて調製しなければならない。

(平 16 規則 8・一部改正)

(点字投票)

第 18 条 盲人である投票人は、点字によって投票をしようとする場合においては、投票管理者に対して、その旨を申し立てなければならない。この場合においては、投票管理者は、点字投票である旨の表示をした投票用紙を交付しなければならない。

- 2 前項の投票用紙は、様式第 6 に準じて調製しなければならない。
- 3 点字投票を行う投票人は、事案に賛成するときは投票用紙に賛成と、反対するときは投票用紙に反対と自ら点字により記載しなければならない。

(代理投票)

第 19 条 投票管理者は、投票人が条例第 17 条第 3 項の規定により代理投票をすることができる者であるときは、その申請に基づいて、投票立会人の意見を聴いて、当該投票人の投票を補助すべき者 2 人をその承諾を得て定め、その 1 人に投票の記載をする場所において投票用紙に同条第 2 項の規定による記載をさせ、他の 1 人をこれに立ち合わせなければならない。

(期日前投票)

第 20 条 投票日の当日に条例第 19 条第 1 項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人の投票については、当該投票日の告示があった日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票所において行わせることができる。

(平 16 規則 8・全改)

(期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書)

第 20 条の 2 投票人は、前条の規定による投票をしようとする場合においては、条例第 19 条第 1 項各号に掲げる事由のうち投票日の当日自らが該当すると見込まれる事由を申し立て、かつ、当該申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならない。

- 2 前項の宣誓書の様式は、期日前投票宣誓書(様式第 6 の 2)によるものとする。

(平 16 規則 8・追加)

(不在者投票)

第 20 条の 3 第 20 条の投票人の投票については、同項の規定によるほか、次条から第 26 条までに定めるところにより、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

(平 16 規則 8・追加)

(不在者投票管理者)

第 21 条 高浜市の区域内の病院に入院している者又は高浜市の区域内の老人ホーム(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームをいう。以下同じ。)に入所している者で、次条第 1 項の規定による請求をし、又は同条第 4 項の規定により同条第 1 項の規定による請求がされたものの不在者投票については、当該病院の院長又は老人ホームの長を前条に規定する不在者投票管理者とする。

- 2 投票日の当日条例第 19 条第 1 項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人で現に当該住民投票の投票資格を有しないものの不在者投票については、前項の規定によるほか、選挙管理委員会の委員長を前条に規定する不在者投票管理者とする。
- 3 第 1 項に規定する不在者投票の不在者投票管理者となるべき者に事故があり、又はその者が欠けた場合においては、当該病院の院長又は老人ホームの長の職務を代理すべき者が、同項に規定する不在者投票の不在者投票管理者となるものとする。

(平 16 規則 8・全改)

(不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒の請求)

第 22 条 投票日の当日条例第 19 条第 1 項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人(第 28 条第 1 項の規定による請求をした投票人を除く。次項において同じ。)で、高浜市の区域内の病院又は老人ホームにおいて投票をしようとするものは、投票日の前日までに、選挙管理委員会の委員長に対して、不在者投票宣誓書・請求書(様式第 7)により直接に、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者、同条第 9 項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第 3 条第 4 号に規定する外国信書便事業者による同法第 2 条第 2 項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)をもって、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒(様式第 8)の交付を請求することができる。

- 2 投票日の当日条例第 19 条第 1 項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人で現に当該住民投票の投票資格を有しないものは、前項の規定による請求をする場合を除くほか、投票日の告示があった日の翌日から投票日の前日までに、選挙管理委員会の委員長に対して、不在者投票宣誓書・請求書により直接に、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。
- 3 前 2 項の規定による請求をする投票人が点字によって投票をしようとする投票人であるときは、当該請求をする際に、選挙管理委員会の委員長に対し、その旨を申し立てなければならない。
- 4 前条第 1 項に規定する不在者投票の不在者投票管理者である病院の院長又は老人ホームの長(同条第 3 項の規定により不在者投票管理者となる者を含む。)は、当該病院又は老人ホームにあるべき投票人の依頼があった場合においては、自ら又はその代理人によって、これらの投票人に代わって、選挙管理委員会の委員長に対し、不在者投票代理請求書(様式第 9)により第 1 項の規定による請求及び申立て並びに前項の規定による申立てをすることができる。

(平 16 規則 8・一部改正)

(不在者投票の事由に該当する旨の宣誓)

第 23 条 前条第 1 項又は第 2 項の規定による請求をする場合には、投票人は、条例第 19 条第 1 項各号に掲げる事由のうち投票日の当日自らが該当すると見込まれる事由を申し立て、かつ、当該申立てが真正であることを宣誓しなければならない。

(平 16 規則 8・一部改正)

(不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒の交付)

第 24 条 選挙管理委員会の委員長は、第 22 条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の規定によって投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合には、当該住民投票の投票に用いるべき投票資格者名簿の抄本と対照して、その請求をした投票人が投票日の当日条例第 19 条第 1 項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれると認めるときは、投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送について、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 第 22 条第 1 項の規定によって請求を受けた場合にあっては、当該投票人に直接交付し、又は郵便等をもって発送する。
 - (2) 第 22 条第 2 項の規定によって請求を受けた場合にあっては、当該投票人に直接交付する。
 - (3) 第 22 条第 4 項の規定によって請求を受けた場合にあっては、不在者投票用紙等送付書(様式第 10)を添えて、当該不在者投票管理者又はその代理人に交付し、又は郵便等をもって発送する。
- 2 前項の場合において、第 22 条第 3 項又は第 4 項の規定により点字によって投票をする旨の申立てをし、又は申立てをされた投票人に交付し、又は発送すべき投票用紙は、点字投票である旨の表示をしたものでなければならない。
 - 3 第 1 項第 3 号の規定により投票用紙及び投票用封筒を受け取った不在者投票管理者又はその代理人は、直ちにこれを投票人に渡さなければならない。

(平 16 規則 8・一部改正)

(不在者投票の方法)

第 25 条 前条第 1 項第 2 号の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人は、直ちに当該投票用紙及び投票用封筒を第 21 条第 2 項に規定する不在者投票管理者の管理する投票の記載をする場所において、投票用紙に自ら条例第 17 条第 2 項の規定による記載をし、これを投票用封筒に入れて封をし、当該投票用封筒の表面に署名して、直ちにこれをその不在者投票管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の場合においては、不在者投票管理者は、投票資格者名簿に登録されている者又は市の職員を立ち合わせなければならない。
- 3 第 1 項の場合において、不在者投票管理者は、投票人が条例第 17 条第 3 項の規定により代理投票をすることができる者であるときは、その申請に基づいて、前項の規定によって立ち合わせた者の意見を聴いて、当該投票人の投票を補助すべき者 2 人をその承諾を得て定め、その 1 人の立会いの下に他の 1 人をして投票の記載をする場所において投票用紙に当該投票人の指示により同条第 2 項の規定による記載をさせ、これを投票用封筒に入れて封をし、当該投票用封筒の表面に当該投票人の氏名を記載させ、直ちにこれを提出させなければならない。

(平 16 規則 8・一部改正)

(病院又は老人ホームにおける不在者投票の特例)

第 26 条 第 24 条第 1 項第 1 号の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人又は同条第 3 項の規定により投票用紙及び投票用封筒を渡された投票人は、投票日の告示があった日の翌日から投票日の前日までに、当該投票用紙及び投票用封筒を第 21 条第 1 項に規定する不在者投票の不在者投票管理者に提示し、その点検を受け、その管理する投票の記載をする場所において、前条第 1 項の規定に準じて投票をしなければならない。

- 2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による投票について準用する。この場合において、同条第 2 項中「市の職員」とあるのは、「当該病院若しくは老人ホームの職員」と読み替えるものとする。

(平 16 規則 8・一部改正)

(身体障害者又は戦傷病者であるもので規則で定めるもの)

第 27 条 条例第 19 条第 2 項第 1 号に規定する規則で定めるものは、公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号。以下「令」という。)第 59 条の 2 第 1 号に規定する者とする。

- 2 条例第 19 条第 2 項第 2 号に規定する規則で定めるものは、令第 59 条の 2 第 2 号に規定する者とする。

(郵便等による不在者投票における代理記載人となるべき者の届出等)

第 27 条の 2 条例第 19 条第 3 項に規定する自ら投票の記載をすることができないものとして規則で定める者は、令第 59 条の 3 の 2 第 1 項各号に掲げる者とする。

- 2 条例第 19 条第 3 項に規定する投票人は、同項の規定により投票に関する記載をする者(以下「代理記載人」という。)となるべき者を定めようとするときは、その者の氏名、住所及び生年月日を、郵便等による不在者投票における代理記載人届出書(様式第 10 の 2)により選挙管理委員会

の委員長に届け出なければならない。ただし、令第 59 条の 3 に規定する郵便等投票証明書(以下「郵便等投票証明書」という。)に代理記載人となるべき者の記載がある者は、この限りでない。

3 前項の届出書には、代理記載人となるべき者が署名をした当該代理記載人となるべき者の代理記載人となることについての同意書及び投票資格を有する者であることを当該代理記載人となるべき者が誓う旨の宣誓書並びに令第 59 条の 3 の 2 第 1 項各号のいずれかに該当する旨を証明する書面を添えなければならない。

4 第 2 項の規定による届出は、次条第 1 項の規定による請求と同時に行うことができる。

(平 16 規則 8・追加)

(郵便等による不在者投票に係る投票用紙及び郵便等投票用封筒の請求及び交付)

第 28 条 条例第 19 条第 2 項各号のいずれかに該当する投票人は、第 22 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による請求をし、又は同条第 4 項の規定により同条第 1 項の規定による請求がされた場合を除くほか、投票日の 4 日前までに、選挙管理委員会の委員長に対して、当該投票人が署名をした郵便等による不在者投票宣誓書・請求書(様式第 11)により投票用紙及び郵便等投票用封筒(様式第 12)の交付を請求することができる。

2 前項の場合において、条例第 19 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに該当する投票人にあつては、前項の請求書に同条第 2 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する旨を証明する書面を添付しなければならない。ただし、当該投票人が、郵便等投票証明書の交付を受けている者であるときは、この限りでない。

3 第 23 条の規定は、第 1 項の規定による請求をする場合について準用する。この場合において、同条中「条例第 19 条第 1 項各号」とあるのは、「条例第 19 条第 2 項各号」と読み替えるものとする。

4 前条第 2 項の規定による届出を行った投票人又は郵便等投票証明書に代理記載人となるべき者の記載がある投票人は、第 1 項の規定により投票用紙及び郵便等投票用封筒の交付を請求しようとする場合においては、同項の規定にかかわらず、当該代理記載人となるべき者をして同項の宣誓書・請求書に、当該投票人の署名に代えて、当該投票人の氏名を記載させることができる。この場合において、当該代理記載人となるべき者は、当該宣誓書・請求書に署名をしなければならない。

5 選挙管理委員会の委員長は、第 1 項の規定による請求を受けた場合には、当該住民投票の投票に用いるべき投票資格者名簿の抄本と対照して、その請求をした投票人が条例第 19 条第 2 項又は第 3 項に規定する投票人に該当すると認めるときは、直ちに投票用紙及び郵便等投票用封筒を当該投票人に郵便等をもって発送しなければならない。

(平 16 規則 8・一部改正)

(郵便等による不在者投票の方法)

第 29 条 前条第 5 項の規定により投票用紙及び郵便等投票用封筒の交付を受けた投票人は、投票日の告示があつた日の翌日以後、その現在する場所において、投票用紙に自ら条例第 17 条第 2 項の規定による記載をし、これを郵便等投票用封筒に入れて封をし、当該郵便等投票用封筒の表面

に投票の記載の年月日及び場所を記載するとともに署名をし、並びにこれを他の適当な封筒に入れて封をし、当該封筒の表面に投票が在中する旨を明記して、選挙管理委員会の委員長に対し、当該投票人が属する投票区の投票所を閉じる時刻までに第30条第2項の規定による投票の送致ができるように、郵便等をもって送付しなければならない。

(平16規則8・一部改正)

(郵便等による不在者投票における代理記載の方法)

第29条の2 第28条第5項の規定により投票用紙及び郵便等投票用封筒の交付を受けた投票人のうち、第27条の2第2項の規定による届出を行ったもの又は郵便等投票証明書に代理記載人となるべき者の記載があるものは、前条の規定にかかわらず、当該代理記載人をして投票用紙に当該投票人の指示により条例第17条第2項の規定による記載をさせ、これを郵便等投票用封筒に入れて封をし、当該郵便等投票用封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所並びに当該投票人の氏名を記載させ、更にこれを他の適当な封筒に入れて封をし、当該封筒の表面に投票が在中する旨を記載させることができる。この場合において、当該代理記載人は、当該郵便等投票用封筒の表面に署名をしなければならない。

(平16規則8・追加)

(不在者投票の送致)

第30条 不在者投票管理者は、第25条又は第26条の規定によって投票を受け取った場合においては、投票用封筒の裏面に投票の年月日及び場所を記載し、及びこれに記名し、かつ、第25条第2項の規定によって投票に立ち会った者にあつては署名又は記名押印を、第26条第2項において準用する第25条第2項の規定によって投票に立ち会った者にあつては署名をさせ、並びにこれを他の適当な封筒に入れて封をし、当該封筒の表面に投票が在中する旨を明記し、当該封筒の裏面に記名押印し、直ちにこれを次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める者に送致し、又は郵便等をもって送付しなければならない。

(1) 第25条の規定によって投票を受け取った場合 投票人が属する投票区の投票管理者

(2) 第26条の規定によって投票を受け取った場合 選挙管理委員会の委員長

2 選挙管理委員会の委員長は、第29条又は前項第2号の規定によって投票の送付又は送致を受けた場合においては、直ちに投票を投票人が属する投票区の投票管理者に送致しなければならない。

(平16規則8・一部改正)

(不在者投票に関する調書)

第31条 選挙管理委員会の委員長は、不在者投票事務処理簿を備え、第22条、第24条、第25条、第28条及び前条の規定によってとった措置の明細その他必要と認める事項を記載しなければならない。

2 選挙管理委員会の委員長は、前項の不在者投票事務処理簿に基づき、その概略を記載した不在者投票に関する調書(様式第13)を作成して、これに記名押印し、関係のある投票管理者に送致しなければならない。この場合において、関係のある投票区が2以上あるときは、調書に代えてその抄本を送致することができる。

- 3 投票管理者は、前項の規定によって送致された調書又はその抄本を投票録に添えなければならない。
(投票録の作成)

第 32 条 投票所の投票管理者は、住民投票投票所投票録(様式第 14)を作成し、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

- 2 期日前投票所の投票管理者は、期日前投票所を設ける期間の各日において、住民投票期日前投票所投票録(様式第 14 の 2)を作成し、当該日における投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

(平 16 規則 8・一部改正)

(投票箱等の送致)

第 33 条 投票所の投票管理者は、1 人又は数人の投票立会人とともに、投票日の当日、その投票箱、投票録及び投票資格者名簿の抄本を開票管理者に送致しなければならない。

- 2 期日前投票所の投票管理者は、期日前投票所を設ける期間の末日に、その投票箱、投票箱を封印したかぎ、投票録、投票資格者名簿の抄本(以下「投票箱等」という。)を選挙管理委員会に送致し、当該投票箱等の送致を受けた選挙管理委員会は、投票日の当日、当該投票箱等を開票管理者に送致しなければならない。

(平 16 規則 8・一部改正)

(住民投票の成立又は不成立の決定)

第 34 条 選挙管理委員会は、投票所が閉鎖されたときは、当該住民投票の投票者総数により条例第 23 条第 1 項に規定する住民投票の成立要件を満たしているかどうかを審査し、当該住民投票の成立又は不成立の決定をしなければならない。

(開票管理者)

第 35 条 住民投票の開票に関する事務を担当させるため、開票管理者を置く。

- 2 開票管理者は、選挙管理委員会の委員長をもって充てる。

(開票管理者の職務代理者又は職務管掌者)

第 36 条 開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においては、選挙管理委員会の委員長職務代理者がその職務を代理する。

- 2 選挙管理委員会の委員長は、開票管理者及びその職務を代理すべき者とともに事故があり、又はこれらの者がともに欠けた場合において、臨時に開票管理者の職務を管掌すべき者を、選挙管理委員会の委員又は書記の中から、あらかじめ指定しておかななければならない。

(開票立会人)

第 37 条 選挙管理委員会は、投票資格者名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、3 人以上 10 人以下の開票立会人を選任し、当該投票日の 3 日前までに、本人に通知しなければならない。

- 2 開票立会人が投票日の前日までに 3 人に達しなくなったときは選挙管理委員会において、開票立会人が投票日以後に 3 人に達しなくなったとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になっても 3 人に達しないとき若しくはその後 3 人に達しなくなったときは開票管理者

において、投票資格者名簿に登録されている者の中から3人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。

- 3 開票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞職することができない。

(開票立会人の氏名等の通知)

第38条 選挙管理委員会は、前条第1項又は第2項の規定により選挙管理委員会において開票立会人を選任した場合には、直ちに当該開票立会人の住所及び氏名を開票管理者に通知しなければならない。

(点字投票の無効投票)

第39条 点字投票において、次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 賛成又は反対以外の事項を記載したもの
- (3) 賛成又は反対のほか、他事を記載したもの
- (4) 賛成及び反対のいずれも記載したもの
- (5) 賛成又は反対のいずれを記載したのか判別し難いもの
- (6) 白紙投票

(開票録の作成)

第40条 開票管理者は、住民投票開票録(様式第15)を作成し、開票に関する次第を記載し、開票立会人とともに、これに署名しなければならない。

(雑則)

第41条 この規則に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、市長が別に定める。

○我孫子市市民投票条例

平成 16 年 3 月 30 日条例第 9 号

改正

平成 24 年 6 月 29 日条例第 32 号

我孫子市市民投票条例

(設置)

第 1 条 本市は、市民による自治の重要性を強く認識し、重要な政策の選択に市民の意思を的確に反映させるため、市民生活の基本に重大な影響を与える事項に関し、直接市民の意思を問う制度（以下「市民投票」という。）を設ける。

(市民投票を行うことができる事項)

第 2 条 市民投票は、法令に基づき投票に付することができる事項を除き、次の各号のいずれかに該当する事項であつて、かつ、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事項について行うことができる。

- (1) 市の存立の基礎的条件に関する事項
- (2) 市の実施する特定の重要施策に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、現在又は将来の市及び市民全体に重大な影響を与える政策上の具体的事項

2 前項の規定にかかわらず、市民投票は、もっぱら特定の市民又は地域のみを対象とする事項については行うことができない。

(投票資格者)

第 3 条 市民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、年齢満 18 年以上の日本国籍を有する者又は永住外国人で、その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村（特別区を含む。）から本市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 22 条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き 3 月以上本市の住民基本台帳に記録されているものであつて、規則で定めるところにより調製する投票資格者名簿に登録されているものとする。

2 前項に規定する「永住外国人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 2 の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者

(請求及び発議)

第 4 条 投票資格者は、その総数の 8 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対し、第 2 条第 1 項に掲げる事項について市民投票を実施することを請求することができる。この場合において、署名に関する手続は、地方自治法（昭和 22 年法律第

67号。以下「法」という。)及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)に定める署名手続の例によるものとする。

2 市議会は、議員の定数の4分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された第2条第1項に掲げる事項について、市長に対し、市民投票を実施することを請求することができる。

3 市長は、第2条第1項に掲げる事項について、市議会の同意を得て、自ら市民投票を發議することができる。

4 市長は、第1項及び第2項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。

(市民投票の形式)

第5条 前条に規定する投票資格者及び市議会の請求並びに市長の發議による市民投票に係る事案は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求又は發議されたものでなければならない。

(市民投票の執行)

第6条 市民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、第4条の規定により市民投票を実施するときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を告示しなければならない。

3 市長は、前項の規定による告示の日から起算して90日を超えない範囲内において市民投票の投票の期日(以下「投票日」という。)を定め、市民投票を実施しなければならない。

(選挙管理委員会への委任)

第7条 市長は、法第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する市民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

(選挙管理委員会の事務)

第8条 選挙管理委員会は、前条の規定により委任を受けた市民投票に関する事務を行うものとする。

(情報の提供)

第9条 市長は、市民投票を実施する際には、投票資格者が賛否を判断するのに必要な広報活動を行うとともに、情報の提供に努めなければならない。

2 市長は、前項の広報活動及び情報の提供に際しては、事案についての賛否両論を公平に扱わなければならない。

(投票運動)

第10条 市民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

(投票所)

第11条 投票所は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(投票所における投票)

第12条 市民投票の投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

(期日前投票又は不在者投票)

第13条 投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

(投票結果の尊重)

第14条 市民投票において、一の事案について投票した者の賛否いずれか過半数の結果が投票資格者総数の3分の1以上に達したときは、市長、市議会及び市民は、市民投票の投票結果を尊重しなければならない。

(投票結果の告示及び通知)

第15条 市長は、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示し、かつ、第4条第1項の代表者及び市議会の議長に通知しなければならない。

(請求の制限期間)

第16条 この条例による市民投票が実施された場合（賛否いずれか過半数の結果が投票資格者総数の3分の1に達しなかった場合を除く。）には、その投票結果の告示の日から2年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、第4条に規定する請求及び発議をすることはできない。

(投票及び開票)

第17条 第6条から前条までに定めるもののほか、市民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）並びに我孫子市公職選挙法令執行規程（平成2年選挙管理委員会訓令第1号）の規定の例による。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

○我孫子市市民投票条例施行規則
平成 16 年 6 月 18 日規則第 25 号

改正

平成 24 年 7 月 9 日規則第 46 号
我孫子市市民投票条例施行規則
(趣旨)

第 1 条 この規則は、我孫子市市民投票条例（平成 16 年条例第 9 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

(投票資格者名簿の調製)

第 2 条 我孫子市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）は、条例第 7 条の規定により、条例第 3 条第 1 項に規定する投票資格者名簿を調製し、及び保管する任に当たるものとする。

2 投票資格者名簿の調製は、様式第 1 号により行う。

3 投票資格者名簿には、投票資格者の氏名（住民票に住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 26 第 1 項に規定する通称が記載されている永住外国人にあつては、氏名又は通称。以下同じ。）、住所、生年月日及び性別を記載（第 5 項の規定により磁気ディスクをもって調製する投票資格者名簿にあつては、記録）しなければならない。

4 投票資格者名簿は、市民投票の投票区（我孫子市公職選挙法令執行規程（平成 2 年選挙管理委員会訓令第 1 号）第 4 条に規定する投票区をいう。）ごとに編製する。

5 投票資格者名簿は、磁気ディスクをもって調製することができる。

(登録)

第 3 条 投票資格者名簿の登録は、毎年 3 月、6 月、9 月及び 12 月（本条及び次条において「登録月」という。）並びに市民投票を実施する場合に行うものとする。

2 選挙管理委員会は、登録月の 1 日現在により、投票資格者を同月 2 日に投票資格者名簿に登録しなければならない。ただし、投票日が登録月の 1 日から 7 日までの間にある場合その他特別の事情があるときは、登録の日を変更することができる。

3 選挙管理委員会は、市民投票を実施する場合においては、第 17 条の規定による告示の日の前日（投票資格者名簿に登録される資格のうち投票資格者の年齢については、投票日）現在により、投票資格者を投票資格者名簿に登録しなければならない。

4 選挙管理委員会は、前 2 項の規定により投票資格者を投票資格者名簿に登録したときは、直ちに被登録者の総数を告示しなければならない。

(縦覧)

第 4 条 選挙管理委員会は、前条第 2 項の規定による登録の場合は当該登録日の翌日から起算して 5 日間、前条第 3 項の規定による登録の場合は当該登録日の翌日、投票資格者

名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供しなければならない。

2 選挙管理委員会は、前項の縦覧開始の日の3日前までに、縦覧の場所を告示しなければならない。

(異議の申出)

第5条 投票資格者は、投票資格者名簿の登録に関し不服があるときは、前条第1項の縦覧期間内に選挙管理委員会に対し、文書で異議を申し出ることができる。

2 選挙管理委員会は、前項の異議の申出を受けたときは、申出を受けた日から3日以内に当該申出が正当であるか否かを決定しなければならない。この場合において、申出が正当であると決定したときは、申出に係る者を直ちに投票資格者名簿に登録し、又は投票資格者名簿から抹消しなければならない。

3 選挙管理委員会は、前項の規定により投票資格者名簿の登録若しくは抹消を行い、又は投票資格者に該当しない旨の決定をしたときは、書面により異議の申出人に通知する。

(投票資格者名簿への補正登録)

第6条 選挙管理委員会は、第3条の規定により投票資格者名簿の登録をした日後、当該登録の際に投票資格者名簿に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が投票資格者名簿に登録されていないことを知ったときは、その者を直ちに投票資格者名簿に登録しなければならない。

(投票資格者名簿の訂正)

第7条 選挙管理委員会は、投票資格者名簿に登録されている者に関する記載内容(第2条第5項の規定により磁気ディスクをもって投票資格者名簿を調製する場合にあっては、記録内容)に変更があったこと又は誤りがあることを知った場合には、直ちにその記載の修正又は訂正をしなければならない。

(投票資格者名簿の抹消)

第8条 選挙管理委員会は、投票資格者名簿に登録されている者に関して次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに投票資格者名簿から抹消しなければならない。

(1) 死亡したことを知ったとき。

(2) 日本の国籍を失ったことを知ったとき。

(3) 永住外国人でなくなったことを知ったとき。

(4) 本市の住民基本台帳の記録から抹消されたことを知ったとき。

(5) 登録時において登録の要件を満たしていなかったことを知ったとき。

(投票資格者名簿の閲覧等)

第9条 選挙管理委員会は、第17条に規定する投票日の告示の日から投票日後5日に当たる日までの間を除き、投票資格者名簿の抄本(第2条第5項の規定により磁気ディスクをもって投票資格者名簿を調製する場合にあっては、当該投票資格者名簿に記録され

ている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類)を閲覧に供しなければならない。

2 投票資格者は、投票資格者名簿に脱漏、誤載又は誤記があると認めるときは、選挙管理委員会に対し、投票資格者名簿を修正するための調査を請求することができる。

(市民投票請求代表者証明書の交付申請)

第10条 条例第4条第1項の規定により市民投票の実施を請求しようとする者(以下「請求代表者」という。)は、市民投票請求代表者証明書交付申請書(様式第2号)により、市長に対し、市民投票請求代表者証明書(様式第3号。以下「代表者証明書」という。)の交付を申請しなければならない。

2 前項の申請書には、市民投票請求書(様式第4号)を添付しなければならない。

3 第1項の申請があった場合において、市長は、市民投票請求書に記載された請求が条例第5条に規定する形式に該当しないと認めるときその他適法な方式を欠いていると認めるときは、請求代表者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。

4 前項の規定により補正を求められたにもかかわらず、請求代表者がその定められた期間内に補正をしないときは、市長は、第1項の申請を却下しなければならない。

(市民投票請求代表者証明書の交付等)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、市民投票請求書に記載された市民投票に付そうとする事項が条例第2条に規定する要件に該当しないと認めるときを除き、選挙管理委員会に対し、当該申請者が投票資格者名簿に登録された者であるか否かの確認を求め、確認されたときは、代表者証明書を交付し、かつ、次に掲げる事項について告示しなければならない。

(1) 代表者証明書を交付した旨

(2) 代表者証明書の交付年月日

(3) 請求代表者の住所及び氏名

(4) 市民投票の請求に必要な署名数

(5) 署名収集期間満了の日

(署名収集の方法等)

第12条 請求代表者は、市民投票請求署名簿(様式第5号)に市民投票請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを添付して、投票資格者に対し、署名(視覚障害者が公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。)及び押印を求めなければならない。

2 請求代表者は、投票資格者に委任して、前項の署名及び押印を求めることができる。この場合において、請求代表者は、市民投票請求署名収集委任状(様式第6号。以下「委任状」という。)を当該委任する者に交付しなければならない。

- 3 請求代表者は、前項の規定により署名収集を委任したときは、市民投票請求署名収集委任届（様式第7号）により市長及び選挙管理委員会に届け出なければならない。
- 4 第2項の規定により署名収集を委任された者は、市民投票請求署名簿に市民投票請求書又はその写し、代表者証明書又はその写し及び委任状を付して、投票資格者に対し署名及び押印を求めなければならない。
- 5 本市の区域内で衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、千葉県の議会の議員若しくは知事の選挙又は我孫子市の議会の議員若しくは市長の選挙が行われるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第5項に規定する期間、第1項及び第4項の署名及び押印を求めることができない。
- 6 第1項及び第4項の署名及び押印は、前条の告示のあった日から1月以内（前項の規定により署名及び押印を求めることができなくなる期間がある場合においては、当該期間を除き同条の告示のあった日から31日以内）に限り、これを求めることができる。
（市民投票請求署名簿の提出）

第13条 請求代表者は、市民投票請求署名簿に署名及び押印した者の数が投票資格者総数の8分の1以上に達したときは、当該署名簿を前条第6項に規定する期間満了の日の翌日から5日以内に、選挙管理委員会に提出しなければならない。

- 2 選挙管理委員会は、前項に規定する期間の経過後に市民投票請求署名簿の提出がなされたときは、これを却下しなければならない。
（市民投票請求署名簿の審査及び市民投票請求署名収集証明書の交付）

第14条 選挙管理委員会は、前条第1項の規定により市民投票請求署名簿の提出を受けたときは、当該提出があった日の翌日から起算して20日以内に署名の効力を審査しなければならない。

- 2 選挙管理委員会は、署名の数が確定し、当該署名の数が第11条の規定により告示された市民投票の請求に必要な署名数を超過していることを確認したときは、市民投票請求署名収集証明書（様式第8号）を請求代表者に交付しなければならない。
（市民投票の請求）

第15条 条例第4条第1項の規定による請求は、市民投票請求書に前条の市民投票請求署名収集証明書及び市民投票請求署名簿を添付して行わなければならない。
（投票の実施の告示等）

第16条 条例第6条第2項に規定する告示の内容は、市民投票を実施する旨、市民投票に付する事項その他必要な事項とする。

- 2 市長は、条例第6条第2項の告示をしたときは、請求代表者にその旨を通知しなければならない。
（市民投票の実施日の告示）

第17条 市長は、条例第6条第3項の規定により投票日を定めたときは、投票日の7日前までに当該投票日を告示しなければならない。

(期日前投票及び不在者投票の実施)

第 18 条 期日前投票及び不在者投票を行う場合の実施方法は、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則(昭和 25 年総理府令第 13 号)並びに我孫子市公職選挙法令執行規程の規定の例による。

(情報の提供)

第 19 条 条例第 9 条に規定する情報の提供は、広報あびこ及び市ホームページへの掲載その他適当な方法により行う。

2 市長は、前項に規定するもののほか、必要に応じ公開討論会の開催その他市民投票に係る情報提供のための施策を行うことができる。

(投票の方法等)

第 20 条 市民投票の投票は、投票用紙に印刷された第 16 条第 1 項の規定により告示された市民投票に付する事項につき、事案に賛成の場合は○の記号を、事案に反対の場合は×の記号を自書し、これを投票箱に入れる方法により行う。ただし、点字による投票を行う場合においては、事案に賛成のときは賛成と、事案に反対のときは反対と投票用紙に自書するものとする。

2 市民投票は、1 人 1 票の秘密投票とする。

3 第 1 項の投票用紙は、様式第 9 号に準じて調製しなければならない。

(代理投票)

第 21 条 身体の故障又は文盲により、自ら○又は×の記号を記載することができない投票人は、前条第 1 項及び第 25 条第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、投票管理者に申請し、代理投票をさせることができる。

2 前項の規定による申請があったときは、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、当該投票人の投票を補助すべき者 2 人をその承諾を得て定め、その 1 人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該投票人が指示する○又は×の記号を記載させ、他の 1 人をこれに立ち合わせなければならない。

(投票録の作成)

第 22 条 期日前投票管理者は、市民投票期日前投票所投票録(様式第 10 号)を作成し、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

2 投票管理者は、市民投票投票所投票録(様式第 11 号)を作成し、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

(開票立会人の選定)

第 23 条 選挙管理委員会は、投票資格者名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、3 人以上 6 人以下の開票立会人を選任し、投票日の 3 日前までに本人に通知しなければならない。

2 請求代表者は、3 人を超えない範囲で、前項の立会人を推薦することができる。

(投票の効力及び無効投票)

第 24 条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。

2 前項の決定に当たっては、第 20 条第 1 項本文及び次条第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、投票用紙に賛成と記載した投票は賛成の投票として、反対と記載した投票は反対の投票として、それぞれ有効とするほか、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した投票人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。
(無効投票)

第 25 条 次のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) ○又は×の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○又は×の記号を自書しないもの
- (4) ○及び×の記号をともに記載したもの
- (5) ○又は×の記号のいずれを記載したかを確認し難いもの

2 前項の規定は、点字投票の無効投票について準用する。この場合において、同項中「○又は×の記号」とあるのは「賛成又は反対の文字」と、「○及び×の記号」とあるのは「賛成及び反対の文字」と読み替えるものとする。

(開票録の作成)

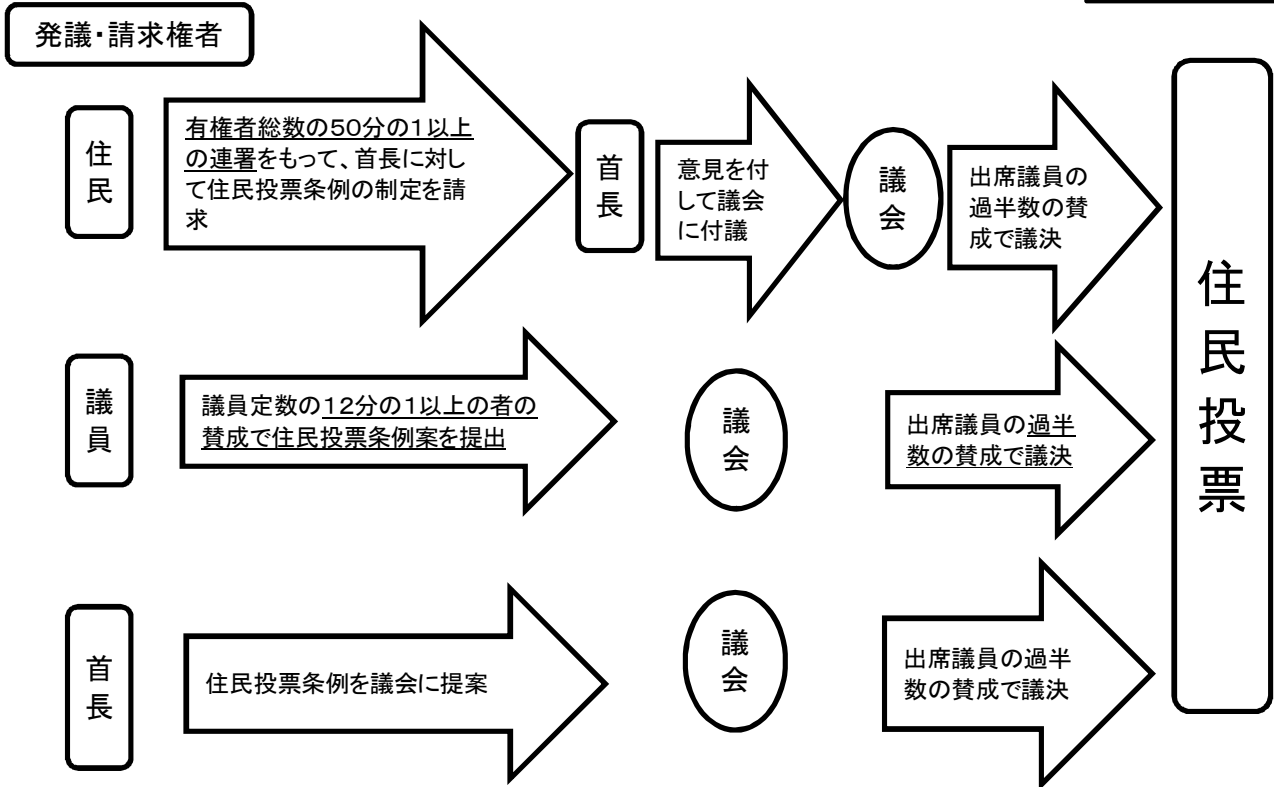
第 26 条 開票管理者は、市民投票開票録(様式第 12 号)を作成し、開票に関する次第を記載し、開票立会人とともに、これに署名しなければならない。

(投票結果の告示)

第 27 条 条例第 15 条に規定する告示は、様式第 13 号により行う。

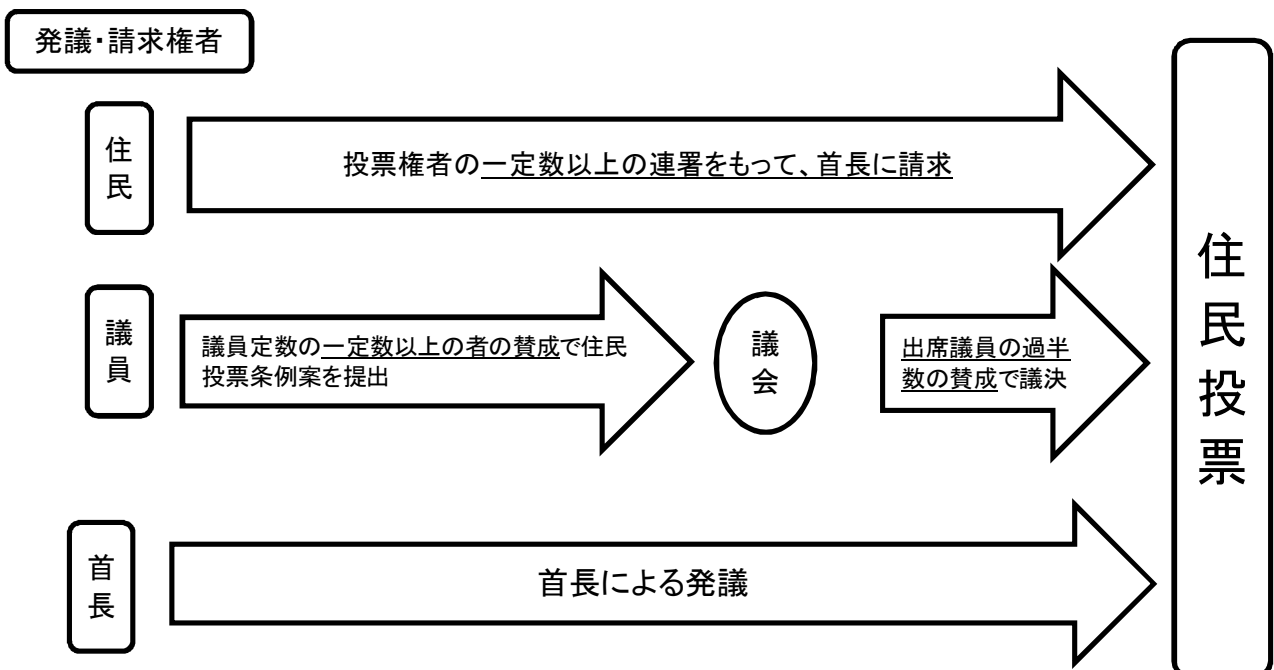
地方自治法に基づいて住民投票を実施するまでのパターン

資料3



- 1 住民 地方自治法第74条に基づき条例の制定又は改廃を請求
- 2 議員 地方自治法第112条に基づき提案
- 3 首長 地方自治法第149条に基づき議案提出

常設型の住民投票条例に基づいて住民投票を実施するまでのパターン



資料4

自治基本条例中の住民投票規定(常設型住民投票条例制定市町村)

岸和田市	豊中市	輪島市
<p>(住民投票)</p> <p>第20条 市長は、岸和田市が直面する将来にかかわる重要課題について、定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者が、その総数の4分の1以上の者の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を問うため住民投票を実施しなければならない。</p> <p>2 住民投票の投票権を有する者は、定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者とする。</p> <p>3 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>4 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。</p>	<p>(市民投票)</p> <p>第30条 市内に住所を有する満18歳以上の者(外国人を含む。第3項において同じ。)は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市長に対し市民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。</p> <p>3 市民投票の投票権を有する者は、市内に住所を有する満18歳以上の者とする。</p> <p>4 市長及び市議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>5 市民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第25条 市長は、市政に関する重要事項について、市民の意思を市政に反映するため、次条第1項若しくは第2項の規定による請求があったとき又は第3項の規定による発議をしたときは、住民投票を実施しなければならない。</p> <p>2 市民並びに議会及び市長等は、前項の規定により住民投票を実施したときは、その結果を最大限尊重しなければならない。 (住民投票の請求等)</p> <p>第26条 市民のうち、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第9条第2項に規定する者は、市政に関する重要事項について、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 議会は、市政に関する重要事項について、議員の定数の6分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の3分の2以上の賛成により議決したときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>3 市長は、市政に関する重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。</p> <p>4 住民投票の投票権を有する者は、市民のうち、公職選挙法第9条第2項に規定する者とする。</p> <p>5 住民投票の実施その他必要な事項は、別に条例で定める。</p>
富士見市	北栄町	日吉津村
<p>(市民投票制度の活用)</p> <p>第23条 市は、市政運営上の重要事項に係る意思決定については、富士見市民投票条例(平成14年条例第29号)に定める市民投票の制度の活用に努めなければならない。</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第15条 町長は、町政に係る重要事項について、住民の意思を町政に反映するため、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 町長及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。 (住民投票の請求等)</p> <p>第16条 本町に住所を有する年齢満18歳以上の者(永住外国人を含む。)は、町政に係る重要事項について、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者から町長に対して住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 議会は、町政に係る重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、町長に対して住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>3 町長は、町政に係る重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。</p> <p>4 町長は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。</p> <p>5 このほか、住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第34条 村長は、村政に関する重要事項について、住民の意見を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 村は、住民投票の投票資格要件及び実施に関する手続き、その他必要な事項について、別に条例で定めなければならない。</p> <p>3 村民、議会及び村長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p>

自治基本条例中の住民投票規定(非常設型住民投票条例制定市町村)

鳥取市	中野区	多摩市
<p>(住民投票)</p> <p>第26条 市は、市政の特に重要な事項について、事案ごとにその都度条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めます。</p> <p>3 市は、第1項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければなりません。</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第15条 区長は、区政の重要事項について、広く区民の総意を把握するため、区議会の議決を経て制定された、事案ごとに住民投票を規定した条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 前項の条例においては、投票に付すべき事項、投票の手続、投票の資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>3 区長は、住民投票で得た結果を尊重しなければならない。</p> <p>(住民投票の請求及び発議)</p> <p>第16条 区民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を区長に請求することができる。</p> <p>2 区議会議員は、法令の定めるところにより、議員の定数の12分の1以上の区議会議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例を議案として区議会に提出することにより住民投票を発議することができる。</p> <p>3 区長は、自ら住民投票を発議することができる。</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第28条 市長は、市政に係る重要事項について、広く市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。</p> <p>2 市長は、住民投票で得た結果を尊重しなければなりません。</p> <p>3 住民投票を行う場合はその事案ごとに、投票権者、投票結果の取扱い等を規定した条例を別に定めるものとします。</p> <p>(住民投票の発議・請求)</p> <p>第29条 市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。</p> <p>2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の市議会議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。</p> <p>3 住民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。</p>
伊賀市	静岡市	三鷹市
<p>第3節 市民投票 (市民投票の原則)</p> <p>第19条 市長は、市政に関わる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の議決を経て、市民投票の制度を設けることができる。</p> <p>2 市民投票に参加できる者の資格その他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定める。ただし、投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人や未成年者の参加に十分配慮する。</p> <p>3 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。</p> <p>(市民投票の実施)</p> <p>第20条 市長は、有権者がその総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたときはこれを実施しなければならない。</p> <p>2 市民投票は、投票者の総数が当該市民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは成立しない。この場合において、開票作業その他の作業は行わないものとする。</p>	<p>(住民投票の実施)</p> <p>第25条 市長は、市政の特に重要な事項について、広く住民の総意を把握するため、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(住民投票の請求及び市議会への付議)</p> <p>第26条 本市に住所を有する年齢20歳以上の者(永住外国人を含む)は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して前条の住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 市長は、前項に規定する請求があった場合は、これに意見を付し、市議会に付議するものとする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、第1項に規定する請求及び当該請求に対する処置等に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第35条 市内に住所を有する年齢満18歳以上の者で別に定めるものは、市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>3 市長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に市議会を招集し、意見を付けてこれを市議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>4 前3項に掲げるもののほか、第1項による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第74条第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで並びに第74条の3第1項から第3項までの規定の例による。</p>